

# 請負工事施工管理基準

令和 5 年 10 月

名古屋市緑政土木局



第6章	コンクリート橋上部	122
第11章	共同溝	122
第12章	電線共同溝	124
第13章	道路維持	126
第14章	雪寒	—
第15章	道路修繕	128
第7編	公園緑地編	129
第1章	基盤整備工	129
第2章	植栽	131
第3章	施設整備	132
第4章	グラウンド・コート整備工	—
第8編	下水道編	140
第1章	管路	140
第2章	処理場・ポンプ場	151

## 品質管理基準及び規格値

別に定める請負工事品質管理基準（名古屋市緑政土木局）による

### 様式

(様式 1)	出来形成果総括表	1
(様式 2)	出来形管理図	2
(様式 2-2)	出来形管理表	3
(様式 2-3)	出来形管理表	4
(様式 2-4)	出来形管理表	5
(様式 2-5)	出来形管理図	6
(様式 2-6)	出来形管理図	7

### 別紙1

整備書類（データ）一覧表（参考）	1
------------------	---

出来形管理基準の索引  
 【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 土工				
第3節 河川土工・砂防土工	1. 3. 2 掘削工	掘削工		4
		掘削工 (面管理の場合)		4
		掘削工(水中部) (面管理の場合)		5
	1. 3. 3 盛土工	盛土工		6
		盛土工 (面管理の場合)		6
	1. 3. 4 盛土補強工 補強土壁工	補強工(テールアル メ)壁工法		7
		多数アンカー式補強 土工法		7
		ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		7
	1. 3. 5 法面整形工	盛土部		8
	1. 3. 6 堤防天端工			8
第4節 道路土工	1. 4. 2 掘削工	掘削工		9
		掘削工 (面管理の場合)		9
	1. 4. 3 路体盛土工	路体盛土工		10
		路体盛土工 (面管理の場合)		10
	1. 4. 4 路床盛土工	路床盛土工		10
		路床盛土工 (面管理の場合)		10
	1. 4. 6 盛土補強工		第3編1. 3. 4 盛土補強 工	7
	1. 4. 7 法面整形工	盛土部	第3編1. 3. 5 法面整形 工	8
第2章 無筋・鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	2. 7. 4 鉄筋の組立			11
第3章 一般施工				
第3節 共通的工種	3. 3. 4 矢板工(指定 仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		11
		軽量鋼矢板		11
		コンクリート矢板		11
		広幅鋼矢板		11
		可とう鋼矢板		11
	3. 3. 6 縁石工	縁石・アスカープ		11

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3. 3. 7桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		12
		シミュレーション仮組立検査を実施する場合		12
		仮組立検査を実施しない場合		14
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		15
	3. 3. 8工場塗装工			15
第3節 共通の工種	3. 3. 9コンクリート面塗装工			16
第4節 基礎工	3. 4. 1一般事項	切込砂利		16
		碎石基礎工		16
		割ぐり石基礎工		16
		均しコンクリート		16
	3. 4. 3基礎工（護岸）	場所打		16
		プレキャスト		16
	3. 4. 4既製杭工	既製コンクリート杭		17
		鋼管杭		17
		H鋼杭		17
		鋼管ソイルセメント杭		17
	3. 4. 5場所打杭工			17
	3. 4. 6深礎工			17
	3. 4. 7オープンケーソン基礎工			18
	3. 4. 8ニューマチックケーソン基礎工			18
	3. 4. 9鋼管矢板基礎工			18
第5節 法面工	3. 5. 2法面整形工	盛土部	第3編1. 3. 5法面整形工	8
	3. 5. 3法砕工	現場打法砕工		19
		現場吹付法砕工		19
		プレキャスト法砕工		19
	3. 5. 6吹付工	コンクリート		20
モルタル			20	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 法面工	3. 5. 7 植生工	種子散布工		21
		張芝工		21
		筋芝工		21
		市松芝工		21
		植生シート・マット工		21
		種子帯工		21
		人工張芝工		21
		植生穴工		21
		植生基材吹付工		21
		客土吹付工		21
		第6節 石・ブロック積 (張) 工	3. 6. 3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積
コンクリートブロック張り				22
連節ブロック張り				22
天端保護ブロック				23
3. 6. 4 緑化ブロック工				23
3. 6. 5 石積 (張) 工				24
第8節 一般舗装工	3. 8. 7 橋面防水工			24
	3. 8. 8 アスファルト舗装工	下層路盤工 (再生クラッシュチャラン、クラッシュチャランスラグ)	下層路盤工	25
			下層路盤工 (面管理の場合)	25
		上層路盤工 (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	上層路盤工	26
			上層路盤工 (面管理の場合)	26
		上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)	上層路盤工	27
			上層路盤工 (面管理の場合)	27
		上層路盤工 (加熱アスファルト安定処理工)	上層路盤工	28
			上層路盤工 (面管理の場合)	28

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 一般舗装工	3. 8. 8 アスファルト舗装工	基層工	基層工	29	
			基層工 (面管理の場合)	29	
		表層工	表層工	30	
			表層工 (面管理の場合)	30	
	3. 8. 9 半たわみ性舗装工	下層路盤工 (再生クラッシュチャラン、クラッシュチャランスラグ)	下層路盤工	31	
			下層路盤工 (面管理の場合)	31	
		上層路盤工 (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	上層路盤工	32	
			上層路盤工 (面管理の場合)	32	
		上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)	上層路盤工	33	
			上層路盤工 (面管理の場合)	33	
		上層路盤工 (加熱アスファルト安定処理工)	上層路盤工	34	
			上層路盤工 (面管理の場合)	34	
		基層工	基層工	35	
			基層工 (面管理の場合)	35	
		表層工	表層工	36	
			表層工 (面管理の場合)	36	
		3. 8. 10 排水性舗装工	下層路盤工	下層路盤工	37
				下層路盤工 (面管理の場合)	37
	上層路盤工 (粒度調整砕石)		上層路盤工	38	
			上層路盤工 (面管理の場合)	38	
	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		上層路盤工	39	
			上層路盤工 (面管理の場合)	39	
	上層路盤工 (加熱アスファルト安定処理工)		上層路盤工	40	
			上層路盤工 (面管理の場合)	40	
	基層工		基層工	41	
			基層工 (面管理の場合)	41	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 一般舗装工	3. 8. 10 排水性舗装工	表層工	表層工	42
			表層工 (面管理の場合)	42
	3. 8. 11 透水性舗装工	路盤工	路盤工	43
			路盤工 (面管理の場合)	43
		表層工	表層工	44
			表層工 (面管理の場合)	44
	3. 8. 12 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工	加熱アスファルト安定処理工	45
			加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)	45
		基層工	基層工	46
			基層工 (面管理の場合)	46
		表層工	表層工	47
			表層工 (面管理の場合)	47
	3. 8. 13 改質アスファルト舗装工	下層路盤工	下層路盤工	48
			下層路盤工 (面管理の場合)	48
		上層路盤工 (粒度調整 砕石、改良砕石、水硬 性粒調スラグ)	上層路盤工	49
			上層路盤工 (面管理の場合)	49
		上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)	上層路盤工	50
			上層路盤工 (面管理の場合)	50
		上層路盤工 (加熱アス ファルト安定処理工)	上層路盤工	51
			上層路盤工 (面管理の場合)	51
		基層工	基層工	52
			基層工 (面管理の場合)	52
		表層工	表層工	53
			表層工 (面管理の場合)	53
	3. 8. 15 脱色アスファルト舗装工	路盤工	路盤工	54
			路盤工 (面管理の場合)	54

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 一般舗装工	3. 8. 15 脱色アスファルト舗装工	表層工	表層工	55
			表層工 (面管理の場合)	55
	3. 8. 17 コンクリート舗装工	下層路盤工	下層路盤工	56
			下層路盤工 (面管理の場合)	56
		上層路盤工(粒度調整 砕石、改良砕石、水硬 性粒調スラグ)	上層路盤工	57
			上層路盤工 (面管理の場合)	57
		上層路盤工(セメント (石灰・瀝青)安定処 理工)	上層路盤工	58
			上層路盤工 (面管理の場合)	58
		アスファルト中間層	アスファルト中間層	59
			アスファルト中間層 (面管理の場合)	59
		コンクリート舗装版 工	コンクリート舗装版工	60
			コンクリート舗装版工 (面管理の場合)	61
		転圧コンクリート版 工(下層路盤工)	下層路盤工	62
			下層路盤工 (面管理の場合)	62
		転圧コンクリート版 工(上層路盤工)粒度 調整砕石、改良砕石、 水硬性粒調スラグ	上層路盤工	63
			上層路盤工 (面管理の場合)	63
		転圧コンクリート版 工(上層路盤工)セメ ント(石灰・瀝青)安 定処理工	上層路盤工	64
			上層路盤工 (面管理の場合)	64
		転圧コンクリート版 工(アスファルト中間 層)	アスファルト中間層	65
			アスファルト中間層 (面管理の場合)	65
		転圧コンクリート版 工	転圧コンクリート版工	66
			転圧コンクリート版工 (面管理の場合)	67
		連続鉄筋コンクリ ート舗装工		—
		3. 8. 18 ブロック舗装 工	路盤工	68
	基礎工		68	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 地盤改良工	3. 9. 2 路床安定処理工			69	
	3. 9. 3 置換工			69	
	3. 9. 4 表層安定処理工	サンドマット (海上)		69	
	3. 9. 4 表層安定処理工	サンドマット (ICT 施工)		69	
	3. 9. 5 パイルネット工			70	
	3. 9. 6 サンドマット工			70	
	3. 9. 7 バーチカルドレーン工	サンドドレーン工			70
		ペーパードレーン工			70
		袋詰式サンドドレーン工			70
	3. 9. 8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			70
	3. 9. 9 固結工	粉末噴射攪拌工			71
		高圧噴射攪拌工			71
		スラリー攪拌工			71
		生石灰パイル工			71
		スラリー攪拌工	施工履歴データを利用する場合		71
	3. 9. 10 固結工	中層混合処理			72
第12節 仮設工	3. 12. 5 土留・仮締切工	H鋼杭			72
		鋼矢板			72
		アンカー工			73
		連節ブロック張り工			73
		締切盛土			73
		中詰盛土			74
	3. 12. 9 地中連続壁工 (壁式)				74
3. 12. 10 地中連続壁工 (柱列式)				74	
第12節 仮設工	3. 12. 21 法面吹付工				74
第13節 軽量盛土工	3. 13. 2 軽量盛土工		第3編1. 4. 3 路体盛土工	10	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4章 共通施工 (第4編～第8編)					
第1節 共通関係	4. 1. 1	現場塗装工		75	
	4. 1. 2	場所打擁壁工		76	
	4. 1. 3	プレキャスト擁壁工		76	
	4. 1. 4	井桁ブロック工		77	
	4. 1. 5	アンカー工		77	
	4. 1. 6	側溝工	プレキャストU形側溝		77
			L形側溝		77
			自由勾配側溝		77
			管渠		77
	4. 1. 7	場所打水路工		78	
	4. 1. 8	集水桝工		78	
	4. 1. 9	暗渠工		78	
	4. 1. 10	刃口金物製作工		78	
4. 1. 11	階段工		79		
第2節 河川関係	4. 2. 1	多自然川づくり関連工	巨石張り、巨石積み	79	
	4. 2. 2	多自然川づくり関連工	かごマット工	79	
	4. 2. 3	羽口工	じゃかご	79	
	4. 2. 4	羽口工	ふとんかご、かご枠	80	
	4. 2. 5	根固めブロック工		80	
	4. 2. 6	沈床工		80	
	4. 2. 7	捨石工		81	
	4. 2. 8	護岸付属物工		81	
第3節 道路関係	4. 3. 1	プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工	81	
			プレキャストパイプ工	81	
	4. 3. 2	落石防護柵工		81	
	4. 3. 3	検査路製作工		82	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
	4. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工			82
	4. 3. 5 落橋防止装置製作工			82
	4. 3. 6 鋼製排水管製作工			82
	4. 3. 7 プレベーム用桁製作工			83
第3節 道路関係	4. 3. 8 橋梁用防護柵製作工			83
	4. 3. 9  casting費	金属支承工		84
		大型ゴム支承工		85
	4. 3. 10 アンカーフレーム製作工			86
	4. 3. 11 仮設材製作工			86
	4. 3. 12 床版・横組工			86
	4. 3. 13 伸縮装置工	ゴムジョイント		86
		鋼製フィンガージョイント		87
		埋設型ジョイント		87
	4. 3. 14 地覆工			87
	4. 3. 15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工			87
	4. 3. 16 検査路工			88
	4. 3. 17 支承工	鋼製支承		88
		ゴム支承		88
	4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	クレーン架設		89
		ケーブルクレーン架設		89
		ケーブルエレクション架設		89
		架設桁架設		89
		送出し架設		89
		トラベラークレーン架設		89
4. 3. 19 プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		90	
	スラブ桁		90	
4. 3. 20 ポステンション桁製作工			90	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 道路関係	4. 3. 21	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		91	
	4. 3. 22	プレキャストセグメント主桁組立工		91	
	4. 3. 23	PCホロースラブ製作工		91	
	4. 3. 24	PC箱桁製作工		92	
	4. 3. 25	PC押し箱桁製作工		92	
	4. 3. 26	架設工 (コンクリート橋)	クレーン架設		93
			架設桁架設		93
			架設工支保工 (固定)		93
			架設工支保工 (移動)		93
			架設桁架設 (片持架設)		93
			架設桁架設 (押し架設)		93
	4. 3. 27	路面切削工	路面切削工		94
			路面切削工 (面管理の場合)		94
	4. 3. 28	舗装打換え工		95	
	4. 3. 29	オーバーレイ工	オーバーレイ工		95
	4. 3. 30	オーバーレイ工	オーバーレイ工 (面管理の場合)		96
4. 3. 31	落橋防止装置工		96		

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸				
第3節 護岸基礎工	1. 3. 3基礎工		第3編3. 4. 3基礎工 (護岸)	16
	1. 3. 4矢板工		第3編3. 3. 4矢板工	11
第4節 矢板護岸工	1. 4. 3笠コンクリート工		第3編3. 4. 3基礎工 (護岸)	16
	1. 4. 4矢板工		第3編3. 3. 4矢板工	11
第5節 法覆護岸工	1. 5. 3コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3コンクリートブロック工	22
	1. 5. 4護岸付属物工		第3編4. 2. 8護岸付属物工	81
	1. 5. 5石積 (張) 工		第3編3. 6. 5石積 (張) 工	24
	1. 5. 6法枠工		第3編3. 5. 3法枠工	19
	1. 5. 7かごマット工	かごマット	第3編4. 2. 2かごマット工	79
	1. 5. 8多自然川づくり関連工	巨石張り	第3編4. 2. 1多自然川づくり関連工	79
		巨石積み	第3編4. 2. 1多自然川づくり関連工	79
	1. 5. 9吹付工		第3編3. 5. 6吹付工	20
	1. 5. 10植生工		第3編3. 5. 7植生工	21
	1. 5. 11覆土工		第3編第1章第3節河川土工・砂防土工に準じる	準-1
	1. 5. 12羽口工		第3編4. 2. 3じゃかご	79
			第3編4. 2. 4羽口工	80
		第3編4. 2. 4羽口工	80	
		第3編3. 6. 3コンクリート工	22	
第6節 擁壁護岸工	1. 6. 3場所打擁壁工		第3編4. 1. 2場所打擁壁工	76
	1. 6. 4プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3プレキャスト擁壁工	76
第7節 根固め工	1. 7. 3根固めブロック工		第3編4. 2. 5根固めブロック工	80
	1. 7. 5沈床工		第3編4. 2. 6沈床工	80
	1. 7. 6捨石工		第3編4. 2. 7捨石工	81
	1. 7. 7かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4羽口工	80

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 水制工	1. 8. 3沈床工		第3編4. 2. 6沈床工	80
	1. 8. 4捨石工		第3編4. 2. 7捨石工	81
	1. 8. 5かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4羽口工	80
	1. 8. 8杭出し水制工			97
第9節 付帯道路工	1. 9. 3防護柵工		第6節編3. 3. 3防護柵工	111
	1. 9. 5アスファルト舗装工		第3編3. 8. 8アスファルト舗装工	25
	1. 9. 6コンクリート舗装工		第3編3. 8. 17コンクリート舗装工	56
	1. 9. 7ブロック舗装工		第3編3. 8. 18ブロック舗装工	68
	1. 9. 8側溝工		第3編4. 1. 6側溝工	77
	1. 9. 9集水桝工		第3編4. 1. 8集水桝工	78
	1. 9. 10縁石工		第3編3. 3. 6縁石工	11
	1. 9. 11区画線工		第6編3. 5. 2区画線工	112
第10節 付帯道路施設工	1. 10. 3道路付属物工	視線誘導標	第6編3. 4. 5視線誘導標	112
		距離標	第6編3. 4. 6距離標の設置	112
	1. 10. 4標識工		第6編3. 4. 3小型標識工	112
第11節 光ケーブル配管工	1. 11. 3配管工			97
	1. 11. 4ハンドホール工			97
第2章 浚渫(川)				
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2. 3. 2浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		98
第4節 浚渫工(グラブ船)	2. 4. 2浚渫船運転工	グラブ浚渫船		98
第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2. 5. 2浚渫船運転工	バックホウ浚渫船		98
		バックホウ浚渫船面管理の場合		99
第3章 樋門・樋管				
第3節 樋門・樋管本体工	3. 3. 3既製杭工		第3編3. 4. 4既製杭工	17
	3. 3. 4場所打杭工		第3編3. 4. 5場所打杭工	17

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 樋門・樋管本体工	3. 3. 5 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	3. 3. 6 函渠工	本体工		100
		ヒューム管		100
		PC管		100
		コルゲートパイプ		100
		ダクタイル鋳鉄管		100
		PC函渠	第3編4. 3. 1 プレキャストカルバート工	81
	3. 3. 7 翼壁工			100
3. 3. 8 水叩工			100	
第4節 護末工	3. 4. 3 根固めブロック工		第3編4. 2. 5 根固めブロック工	80
	3. 4. 5 沈床工		第3編4. 2. 6 沈床工	80
	3. 4. 6 捨石工		第3編4. 2. 7 捨石工	81
	3. 4. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第5節 水路工	3. 5. 3 側溝工		第3編4. 1. 7 場所打水路工	78
	3. 5. 4 集水柵工		第3編4. 1. 8 集水柵工	78
	3. 5. 5 暗渠工		第3編4. 1. 9 暗渠工	78
	3. 5. 6 樋門接続暗渠工		第3編4. 3. 1 プレキャストカルバート工	81
第6節 付属物設置工	3. 6. 3 防止柵工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
	3. 6. 7 階段工		第3編4. 1. 11 階段工	79
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4. 3. 3 桁製作工		第3編3. 3. 7 桁製作工	12
	4. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工		第3編4. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工	82
	4. 3. 5 落橋防止装置製作工		第3編4. 3. 5 落橋防止装置製作工	82
	4. 3. 6 鋼製排水管製作工		第3編4. 3. 6 鋼製排水管製作工	82
	4. 3. 7 橋梁用防護柵製作工		第3編4. 3. 8 橋梁用防護柵製作工	83

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	4. 3. 8 鋳造費		第3編4. 3. 9 鋳造費	84
	4. 3. 9 仮設材製作工		第3編4. 3. 11 仮設材製作工	86
	4. 3. 10 工場塗装工		第3編3. 3. 8 工場塗装工	15
第4節 水門本体工	4. 4. 4 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	4. 4. 5 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	4. 4. 6 矢板工 (遮水矢板)		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	4. 4. 7 床版工			100
	4. 4. 8 堰柱工			100
	4. 4. 9 門柱工			100
	4. 4. 10 ゲート操作台工			100
	4. 4. 11 胸壁工			100
	4. 4. 12 翼壁工		第4編3. 3. 7 翼壁工	100
	4. 4. 13 水叩工		第4編3. 3. 8 水叩工	100
第5節 護床工	4. 5. 3 根固めブロック工		第3編4. 2. 5 根固めブロック工	80
	4. 5. 5 沈床工		第3編4. 2. 6 沈床工	80
	4. 5. 6 捨石工		第3編4. 2. 7 捨石工	81
	4. 5. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第6節 付属物設置工	4. 6. 3 防止柵工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
	4. 6. 8 階段工		第3編4. 1. 11 階段工	79
第7節 鋼管理橋上部工	4. 7. 4 架設工 (クレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	4. 7. 5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	4. 7. 6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	4. 7. 7 架設工 (架設桁架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	4. 7. 8 架設工 (送出し架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	4. 7. 9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	4. 7. 10 支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 橋梁現場塗装工	4. 8. 2現場塗装工		第3編4. 1. 1現場塗装工	75
第9節 床版工	4. 9. 2床版工		第3編4. 3. 12床版・横組工	86
第10節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4. 10. 2伸縮装置工		第3編4. 3. 13伸縮装置工	86
	4. 10. 4地覆工		第3編4. 3. 14地覆工	87
	4. 10. 5橋梁用防護柵工		第3編4. 3. 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	87
	4. 10. 6橋梁用高欄工		第3編4. 3. 15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	87
	4. 10. 7検査路工		第3編4. 3. 16検査路工	88
第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4. 12. 2プレテンション桁製作工(購入工)		第3編4. 3. 19プレテンション桁製作工(購入工)	90
	4. 12. 3ポステンション桁製作工		第3編4. 3. 20ポステンション桁製作工	90
	4. 12. 4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編4. 3. 21プレキャストセグメント製作工(購入工)	91
	4. 12. 5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編4. 3. 22プレキャストセグメント主桁組立工	91
	4. 12. 6支承工		第3編4. 3. 17支承工	88
	4. 12. 7架設工(クレーン架設)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	4. 12. 8架設工(架設桁架設)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	4. 12. 9床版・横組工		第3編4. 3. 12床版・横組工	86
	4. 12. 10落橋防止装置工		第3編4. 3. 31落橋防止装置工	96
第13節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4. 13. 2架設支保工(固定)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	4. 13. 3支保工		第4編4. 3. 17支保工	88
	4. 13. 4落橋防止装置工		第4編4. 3. 31落橋防止装置工	96
	4. 13. 5PCホロースラブ製作工		第3編4. 3. 23PCホロースラブ製作工	91
第14節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4. 14. 2伸縮装置工		第3編4. 3. 13伸縮装置工	86
	4. 14. 4地覆工		第3編4. 3. 14地覆工	87
	4. 14. 5橋梁用防護柵工		第3編4. 3. 15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	4. 14. 6橋梁用高欄工		第3編4. 3. 15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	4. 14. 7検査路工		第3編4. 3. 16検査路工	88

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節 舗装工	4. 16. 5 アスファルト舗装工		第3編3. 8. 8 アスファルト舗装工	25
	4. 16. 6 半たわみ性舗装工		第3編3. 8. 9 半たわみ性舗装工	31
	4. 16. 7 排水性舗装工		第3編3. 8. 10 排水性舗装工	37
	4. 16. 8 透水性舗装工		第3編3. 8. 11 透水性舗装工	43
	4. 16. 9 グースアスファルト舗装工		第3編3. 8. 12 グースアスファルト舗装工	45
	4. 16. 10 コンクリート舗装工		第3編3. 8. 17 コンクリート舗装工	56
	4. 16. 12 ブロック舗装工		第3編3. 8. 18 ブロック舗装工	68
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5. 3. 3 刃口金物製作工		第3編4. 1. 10 刃口金物製作工	78
	5. 3. 4 桁製作工		第3編3. 3. 7 桁製作工	12
	5. 3. 5 検査路製作工		第3編4. 3. 3 検査路製作工	82
	5. 3. 6 鋼製伸縮継手製作工		第3編4. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工	82
	5. 3. 7 落橋防止装置製作工		第3編4. 3. 5 落橋防止装置製作工	82
	5. 3. 8 鋼製排水管製作工		第3編4. 3. 6 鋼製排水管製作工	82
	5. 3. 9 プレブーム用桁製作工		第3編4. 3. 7 プレブーム用桁製作工	83
	5. 3. 10 橋梁用防護柵製作工		第3編4. 3. 8 橋梁用防護柵製作工	83
	5. 3. 11 鋳造費		第3編4. 3. 9 鋳造費	84
	5. 3. 12 アンカーフレーム製作工		第3編4. 3. 10 アンカーフレーム製作工	86
	5. 3. 13 仮設材製作工		第3編4. 3. 11 仮設材製作工	86
	5. 3. 14 工場塗装工		第3編3. 3. 8 工場塗装工	15
第4節 可動堰本体工	5. 4. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	5. 4. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	5. 4. 5 オープンケーソン基礎工		第3編3. 4. 7 オープンケーソン基礎工	18
	5. 4. 6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3. 4. 8 ニューマチックケーソン基礎工	18
	5. 4. 7 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	5. 4. 8 床版工		第4編4. 4. 7 床版工	100
	5. 4. 9 堰柱工		第4編4. 4. 8 堰柱工	100

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 可動堰本体工	5. 4. 10 門柱工		第4編4. 4. 9門柱工	100
	5. 4. 11 ゲート操作台工		第4編4. 4. 10 ゲート操作台工	100
	5. 4. 12 水叩工		第4編5. 4. 9 水叩工	100
	5. 4. 13 閘門工			101
	5. 4. 14 土砂吐工			101
	5. 4. 15 取付擁壁工		第3編4. 1. 2場所打擁壁工	76
第5節 固定堰本体工	5. 5. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4既製杭工	17
	5. 5. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5場所打杭工	17
	5. 5. 5 オープンケーソン基礎工		第3編3. 4. 7オープンケーソン基礎工	18
	5. 5. 6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3. 4. 8ニューマチックケーソン基礎工	18
	5. 5. 7 矢板工		第3編3. 3. 4矢板工	11
	5. 5. 8 堰本体工			101
	5. 5. 9 水叩工			101
	5. 5. 10 土砂吐工			101
	5. 5. 11 取付擁壁工		第3編4. 1. 2場所打擁壁工	76
第6節 魚道工	5. 6. 3 魚道本体工			101
第7節 管理橋下部工	5. 7. 2 管理橋橋台工			102
第8節 鋼管理橋上部工			第4編第4章第7節鋼管理橋上部工に準ずる	準-14
第9節 橋梁現場塗装工			第4編第4章第8節橋梁現場塗装工に準ずる	準-15
第10節 床版工			第4編第4章第9節床版工に準ずる	準-15
第11節 橋梁付属物工(鋼管理橋)			第4編第4章第10節橋梁付属物工(鋼管理橋)に準ずる	準-15
第13節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)			第4編第4章第12節コンクリート管理橋上部工(PC橋)に準ずる	準-15
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)			第4編第4章第13節コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)に準ずる	準-15
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5. 15. 2 架設支保工(固定)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	5. 15. 3 支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理橋 上部工（PC箱桁橋）	5. 15. 4 PC箱桁製作工		第3編4. 3. 24 PC箱桁製作工	92
	5. 15. 5 落橋防止装置工		第3編4. 3. 31 落橋防止装置工	96
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)			第4編第4章第14節橋梁付属物工（コンクリート管理橋）に準ずる	準-15
第18節 付属物設置工	5. 18. 3 防止柵工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
	5. 18. 7 階段工		第3編4. 1. 11 階段工	79
第6章 排水機場				
第3節 機場本体工	6. 3. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	6. 3. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	6. 3. 5 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	6. 3. 6 本体工			102
	6. 3. 7 燃料貯油槽工			102
第4節 沈砂池工	6. 4. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	6. 4. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	6. 4. 5 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	6. 4. 6 場所打擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	6. 4. 7 コンクリート床版工			103
	6. 4. 8 ブロック床版工		第3編4. 2. 5 根固めブロック工	80
	6. 4. 9 場所打水路工		第3編4. 1. 7 場所打水路工	78
第5節 吐出水槽工	6. 5. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	6. 5. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	6. 5. 5 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	6. 5. 6 本体工		第4編6. 3. 6 本体工	102
第7章 床止め・床固め				
第3節 床止め工	7. 3. 4 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	7. 3. 5 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
	7. 3. 6 本体工	床固め本体工		103

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 床止め工	7. 3. 6 本体工	植石張り	第3編3. 6. 5 石積 (張) 工	24
		根固めブロック	第3編4. 2. 5 根固めブロック工	80
	7. 3. 7 取付擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	7. 3. 8 水叩工	水叩工		103
		巨石張り	第3編4. 2. 1 多自然川づくり関連工	79
		根固めブロック	第3編4. 2. 5 根固めブロック工	80
第4節 床固め工	7. 4. 4 本堤工		第4編7. 3. 6 本体工	103
	7. 4. 5 垂直壁工		第4編7. 3. 6 本体工	103
	7. 4. 6 側壁工			103
	7. 4. 7 水叩工		第4編7. 3. 8 水叩工	103
第5節 山留擁壁工	7. 5. 3 コンクリート擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	7. 5. 4 ブロック積擁壁工		第3編3. 6. 3 コンクリートブロック工	22
	7. 5. 5 石積擁壁工		第3編3. 6. 5 石積 (張) 工	24
	7. 5. 6 山留擁壁基礎工		第3編3. 4. 3 基礎工 (護岸)	16
第8章 河川維持				
第4節 除草工	8. 4. 2 堤防除草工			103
第7節 路面補修工	8. 7. 3 不陸整正工		第3編1. 3. 6 堤防天端工	8
	8. 7. 4 コンクリート舗装補修工		第3編3. 8. 17 コンクリート舗装工	56
	8. 7. 5 アスファルト舗装補修工		第3編3. 8. 8 アスファルト舗装工	25
第8節 付属物復旧工	8. 8. 2 付属物復旧工		第6編3. 3. 3 防護柵工	111
第9節 付属物設置工	8. 9. 3 防護柵工	ボックスビームガードケーブル	第6編3. 3. 3 防護柵工	111
	8. 9. 5 付属物設置工	視線誘導標	第6編3. 4. 5 視線誘導標	112
		距離標	第6編3. 4. 6 距離標の設置	112
第10節 光ケーブル配管工	8. 10. 3 配管工		第4編1. 11. 3 配管工	97
	8. 10. 4 ハンドホール工		第4編1. 11. 4 ハンドホール工	97
第12節 植栽維持工	8. 12. 3 樹木・芝生管理工		第3編3. 5. 7 植生工	21
第9章 河川修繕				
第3節 腹付工	9. 3. 2 覆土工		第3編1. 3. 5 法面整形工	8

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 腹付工	9. 3. 3植生工		第3編3. 5. 7植生工	21
第4節 側帯工	9. 4. 2縁切工	じゃかご工	第3編4. 2. 3じゃかご	79
		連節ブロック張り	第3編3. 6. 3コンクリートブロック工	22
		コンクリートブロック張り	第3編3. 6. 3コンクリートブロック工	22
		石張り工	第3編3. 6. 5石積(張)工	24
	9. 4. 3植生工		第3編3. 5. 7植生工	21
第5節 堤脚保護工	9. 5. 3石積工		第3編3. 6. 5石積(張)工	24
	9. 5. 4コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3コンクリートブロック工	22
第6節 管理用通路工	9. 6. 2防護柵工		第6編3. 3. 3防護柵工	111
	9. 6. 4路面切削工		第3編4. 3. 27路面切削工	94
	9. 6. 5舗装打換え工		第3編4. 3. 28舗装打換え工	95
	9. 6. 6オーバーレイ工		第3編4. 3. 29オーバーレイ工	95
	9. 6. 7排水構造物工	プレキャストU形側溝・管(函)渠	第3編4. 1. 6側溝工	77
		集水柵工	第3編4. 1. 8集水柵工	78
	9. 6. 8道路附属物工	歩車道境界ブロック	第3編3. 3. 6縁石工	11
第7節 現場塗装工	9. 7. 3付属物塗装工		第3編4. 1. 1現場塗装工	75
	9. 7. 4コンクリート面塗装工		第3編3. 3. 9コンクリート面塗装工	16

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1. 3. 3 鋼製堰堤製作工		第3編3. 3. 7 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	12
	1. 3. 4 鋼製堰堤仮設材製作工			104
	1. 3. 5 工場塗装工		第3編3. 3. 8 工場塗装工	15
第4節 法面工	1. 4. 2 植生工		第3編3. 5. 7 植生工	21
	1. 4. 3 法面吹付工		第3編3. 5. 6 吹付工	20
	1. 4. 4 法枠工		第3編3. 5. 3 法枠工	19
	1. 4. 6 アンカー工		第3編4. 1. 5 アンカー工	77
	1. 4. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第6節 コンクリート堰堤工	1. 6. 4 コンクリート堰堤本体工			104
	1. 6. 5 コンクリート副堰堤工		第5編1. 6. 4 コンクリート堰堤本体工	104
	1. 6. 7 コンクリート側壁工			104
	1. 6. 9 水叩工			104
第7節 鋼製堰堤工	1. 7. 5 鋼製堰堤本体工	不透過型		105
		透過型		105
	1. 7. 6 鋼製側壁工			106
	1. 7. 7 コンクリート側壁工		第5編1. 6. 7 コンクリート側壁工	104
	1. 7. 9 水叩工		第5編1. 6. 9 水叩工	104
	1. 7. 10 現場塗装工		第3編4. 1. 1 現場塗装工	75
第8節 護床工・根固め工	1. 8. 4 根固めブロック工		第3編4. 2. 5 根固めブロック工	80
	1. 8. 6 沈床工		第3編4. 1. 8 集水桝工	78
	1. 8. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第9節 砂防堰堤付属物設置工	1. 9. 3 防止柵工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
第10節 付帯道路工	1. 10. 3 防護柵工		第6編3. 3. 3 防護柵工	111

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第10節 付帯道路工	1. 10. 5アスファルト舗装工		第3編3. 8. 8アスファルト舗装工	25
	1. 10. 6コンクリート舗装工		第3編3. 8. 17コンクリート舗装工	56
	1. 10. 7側溝工		第3編4. 1. 7現場打水路工	78
	1. 10. 8集水柵工		第3編4. 1. 8集水柵工	78
	1. 10. 9縁石工		第3編3. 3. 6縁石工	11
	1. 10. 10区画線工		第6編3. 5. 2区画線工	112
第11節 付帯道路施設工	1. 11. 3道路附属物工	視線誘導標	第6編3. 4. 5視線誘導標	112
		距離標	第6編3. 4. 6距離標の設置	112
	1. 11. 4小型標識工		第6編3. 4. 3小型標識工	112
第2章 流路				
第3節 流路護岸工	2. 3. 4基礎工(護岸)		第3編3. 4. 3基礎工(護岸)	16
	2. 3. 5コンクリート擁壁工		第3編4. 1. 2場所打擁壁工	76
	2. 3. 6ブロック積擁壁工		第3編3. 6. 3コンクリートブロック工	22
	2. 3. 7石積擁壁工		第3編3. 6. 5石積(張)工	24
	2. 3. 8護岸附属物工		第3編4. 2. 8護岸附属物工	81
	2. 3. 9植生工		第3編3. 5. 7植生工	21
第4節 床固め工	2. 4. 4床固め本体工		第5編1. 6. 4コンクリート堰堤本体工	104
	2. 4. 5垂直壁工		第5編1. 6. 4コンクリート堰堤本体工	104
	2. 4. 6側壁工		第5編1. 6. 7コンクリート側壁工	104
	2. 4. 7水叩工		第5編1. 6. 9水叩工	104
	2. 4. 8魚道工			106
第5節 根固め・水制工	2. 5. 4根固めブロック工		第3編4. 2. 5根固めブロック工	80
	2. 5. 6捨石工		第3編4. 2. 7捨石工	81
	2. 5. 7かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4羽口工	80
		かごマット	第3編4. 2. 2かごマット	79
第6節 流路附属物設置工	2. 6. 2階段工		第3編4. 1. 11階段工	79

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 流路付属物設置工	2. 6. 3防止柵工		第6編3. 3. 4防止柵工	111
第3章 斜面对策				
第3節 法面工	3. 3. 2植生工		第3編3. 5. 7植生工	21
	3. 3. 3吹付工		第3編3. 5. 6吹付工	20
	3. 3. 4法枠工		第3編3. 5. 3法枠工	19
	3. 3. 5かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4羽口工	80
	3. 3. 6アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第3編4. 1. 5アンカー工	77
	3. 3. 7抑止アンカー工		第3編4. 1. 5アンカー工	77
第4節 擁壁工	3. 4. 3既製杭工		第3編3. 4. 4既製杭工	17
	3. 4. 4場所打擁壁工		第3編4. 1. 2場所打擁壁工	76
	3. 4. 5プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3プレキャスト擁壁工	76
	3. 4. 6補強土壁工		第3編1. 4. 6盛土補強工	7
	3. 4. 7井桁ブロック工		第3編4. 1. 4井桁ブロック工	77
	3. 4. 8落石防護工		第3編4. 3. 2落石防護工	81
第5節 山腹水路工	3. 5. 3山腹集水路・排水路工		第3編4. 1. 7場所打水路工	78
	3. 5. 4山腹明暗渠工			106
	3. 5. 5山腹暗渠工		第3編4. 1. 9暗渠工	78
	3. 5. 6現場打水路工		第3編4. 1. 7場所打水路工	78
	3. 5. 7集水柵工		第3編4. 1. 8集水柵工	78
第6節 地下水排除工	3. 6. 4集排水ボーリング工			106
	3. 6. 5集水井工			107
第7節 地下水遮断工	3. 7. 3場所打擁壁工		第3編4. 1. 2場所打擁壁工	76
	3. 7. 4固結工		第3編3. 9. 9固結工	71
	3. 7. 5矢板工		第3編3. 3. 4矢板工	11
第8節 抑止杭工	3. 8. 3既製杭工		第3編3. 4. 4既製杭工	17

【第5編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 抑止杭工	3. 8. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	3. 8. 5 シャフト工(深礎工)		第3編3. 4. 6 深礎工	17
	3. 8. 6 合成杭工			107

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1. 3. 2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		108
		工場塗装工	第3編3. 3. 8 工場塗装工	15
第4節 法面工	1. 4. 2 植生工		第3編3. 5. 7 植生工	21
	1. 4. 3 法面吹付工		第3編3. 5. 6 吹付工	20
	1. 4. 4 法枠工		第3編3. 5. 3 法枠工	19
	1. 4. 6 アンカー工		第3編4. 1. 5 アンカー工	77
		1. 4. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第5節 擁壁工	1. 5. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	1. 5. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	1. 5. 5 場所打擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	1. 5. 6 プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3 プレキャスト擁壁工	76
	1. 5. 7 補強土壁工	補強工 (テールアルメ) 壁工法	第3編1. 3. 4 盛土補強工	7
		多数アンカー式補強土工法	第3編1. 3. 4 盛土補強工	7
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編1. 3. 4 盛土補強工	7
	1. 5. 8 井桁ブロック工		第3編4. 1. 4 井桁ブロック工	77
第6節 石・ブロック積 (張) 工	1. 6. 3 コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3 コンクリートブロック工	22
	1. 6. 4 石積 (張) 工		第3編3. 6. 5 石積 (張) 工	24
第7節 カルバート工	1. 7. 4 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17
	1. 7. 5 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	1. 7. 6 場所打函渠工			108
	1. 7. 7 プレキャストカルバート工		第3編4. 3. 1 プレキャストカルバート工	81
第8節 排水構造物工 (小型水路工)	1. 8. 3 側溝工		第3編4. 1. 6 側溝工	77
	1. 8. 4 管渠工		第3編4. 1. 6 側溝工	77
	1. 8. 5 集水柵・マンホール工		第3編4. 1. 8 集水柵工	78
	1. 8. 6 地下排水工		第3編4. 1. 9 暗渠工	78

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 排水構造物工（小型水路工）	1. 8. 7場所打水路工		第3編4. 1. 7場所打水路工	78
	1. 8. 8排水工（小段排水・縦排水）		第3編4. 1. 6側溝工	77
第9節 落石雪害防止工	1. 9. 4落石防止網工			108
	1. 9. 5落石防護柵工		第3編4. 3. 2落石防護柵工	81
	1. 9. 6防雪柵工			108
	1. 9. 7雪崩予防柵工			109
第10節 遮音壁工	1. 10. 4遮音壁基礎工			109
	1. 10. 5遮音壁本体工			109
第2章 舗装				
第3節 舗装工	2. 3. 4橋面防水工		第3編3. 8. 7橋面防水工	24
	2. 3. 5アスファルト舗装工		第3編3. 8. 8アスファルト舗装工	25
	2. 3. 6半たわみ性舗装工		第3編3. 8. 9半たわみ性舗装工	31
	2. 3. 7排水性舗装工		第3編3. 8. 10排水性舗装工	37
	2. 3. 8透水性舗装工		第3編3. 8. 11透水性舗装工	43
	2. 3. 9グースアスファルト舗装工		第3編3. 8. 12グースアスファルト舗装工	45
	2. 3. 11脱色アスファルト舗装工		第3編3. 8. 15脱色アスファルト舗装工	54
	2. 3. 12コンクリート舗装工		第3編3. 8. 17コンクリート舗装工	56
	2. 3. 13ブロック舗装工		第3編3. 8. 18ブロック舗装工	68
	2. 3歩道路盤工			110
	2. 3取合舗装路盤工			110
	2. 3路肩舗装路盤工			110
	2. 3歩道舗装工			110
	2. 3取合舗装工			110
	2. 3路肩舗装工			110
	2. 3表層工			110
第4節 排水構造物工（路面排水工）	2. 4. 3側溝工		第3編4. 1. 6側溝工	77
	2. 4. 4管渠工		第3編4. 1. 6側溝工	77
	2. 4. 5集水枿（街渠）・マンホール工		第3編4. 1. 8集水枿工	78

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 排水構造物工（路面排水工）	2. 4. 6 地下排水工		第3編4. 1. 9暗渠工	78
	2. 4. 7 場所打水路工		第3編4. 1. 7 場所打水路工	78
	2. 4. 8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編4. 1. 6 側溝工	77
	2. 4. 9 排水性舗装用路肩排水工			110
第5節 縁石工	2. 5. 3 縁石工		第3編3. 3. 6 縁石工	11
第6節 踏掛版工	2. 6. 4 踏掛版工	コンクリート工		111
		ラバーシュー		111
		アンカーボルト		111
第3章 道路付属物				
第3節 防護柵工	3. 3. 3 防護柵工	ガードレール ガードケーブル		111
	3. 3. 4 防止柵工	立入防止柵、転落（横断）防止柵、車止ポスト		111
	3. 3. 5 ボックスビーム工		第6編3. 3. 3 防護柵工	111
	3. 3. 6 車止めポスト工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
第4節 標識工	3. 4. 3 小型標識工			112
	3. 4. 4 大型標識工	標識基礎工		112
		標識柱工		112
	3. 4. 5 視線誘導標			112
	3. 4. 6 距離標の設置			112
第5節 区画線工	3. 5. 2 区画線工			112
第7節 街路樹等植栽工			第7編第2章第3節植栽に準じる	準-39
第8節 道路照明施設工	3. 8. 2 道路照明施設工	道路照明柱基礎工		113
第9節 道路付属施設工	3. 9. 3 ケーブル配管工	ケーブル配管工		113
		ハンドホール		113
第4章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	4. 3. 2 刃口金物製作工		第3編4. 1. 10 刃口金物製作工	78
	4. 3. 3 鋼製橋脚製作工			114
	4. 3. 4 アンカーフレーム製作工		第3編4. 3. 10 アンカーフレーム製作工	86

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 工場製作工	4. 3. 5 工場塗装工		第3編3. 3. 8 工場塗装工	15	
第4節 橋台工	4. 4. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17	
	4. 4. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17	
	4. 4. 5 深礎工		第3編3. 4. 6 深礎工	17	
	4. 4. 6 オープンケーソン基礎工		第3編3. 4. 7 オープンケーソン基礎工	18	
	4. 4. 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3. 4. 8 ニューマチックケーソン基礎工	18	
	4. 4. 8 橋台躯体工			115	
第5節 RC橋脚工	4. 5. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17	
	4. 5. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17	
	4. 5. 5 深礎工		第3編3. 4. 6 深礎工	17	
	4. 5. 6 オープンケーソン基礎工		第3編3. 4. 7 オープンケーソン基礎工	18	
	4. 5. 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3. 4. 8 ニューマチックケーソン基礎工	18	
	4. 5. 8 鋼管矢板基礎工		第3編3. 4. 9 鋼管矢板基礎工	18	
	4. 5. 9 橋脚躯体工	張出式			117
		重力式		第6編4. 5. 9 橋脚躯体工	117
		半重力式		第6編4. 5. 9 橋脚躯体工	117
		ラーメン式			119
第6節 鋼製橋脚工	4. 6. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17	
	4. 6. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17	
	4. 6. 5 深礎工		第3編3. 4. 6 深礎工	17	
	4. 6. 6 オープンケーソン基礎工		第3編3. 4. 7 オープンケーソン基礎工	18	
	4. 6. 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3. 4. 8 ニューマチックケーソン基礎工	18	
	4. 6. 8 鋼管矢板基礎工		第3編3. 4. 9 鋼管矢板基礎工	18	
	4. 6. 9 橋脚フーチング工	I型・T型			121
		門型			121
	4. 6. 10 橋脚架設工	I型・T型			121
		門型			121

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 鋼製橋脚工	4. 6. 11 現場継手工			122
	4. 6. 12 現場塗装工		第3編4. 1. 1 現場塗装工	75
第7節 護岸基礎工	4. 7. 3 基礎工		第3編3. 4. 3 基礎工 (護岸)	16
	4. 7. 4 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
第8節 矢板護岸工	4. 8. 3 笠コンクリート工		第3編3. 4. 3 基礎工 (護岸)	16
	4. 8. 4 矢板工		第3編3. 3. 4 矢板工	11
第9節 法覆護岸工	4. 9. 2 コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3 コンクリートブロック工	22
	4. 9. 3 護岸付属物工		第3編4. 2. 8 護岸付属物工	81
	4. 9. 4 緑化ブロック工		第3編3. 6. 4 緑化ブロック工	23
	4. 9. 5 環境護岸ブロック工		第3編3. 6. 3 コンクリートブロック工	22
	4. 9. 6 石積 (張) 工		第3編3. 6. 5 石積 (張) 工	24
	4. 9. 7 法砕工		第3編3. 5. 3 法砕工	19
	4. 9. 8 かごマット工	かごマット	第3編4. 2. 2 かごマット工	79
	4. 9. 9 多自然川づくり関連工	巨石張り	第3編4. 2. 1 多自然川づくり関連工	79
		巨石積み	第3編4. 2. 1 多自然川づくり関連工	79
	4. 9. 10 吹付工		第3編3. 5. 6 吹付工	20
	4. 9. 11 植生工		第3編3. 5. 7 植生工	21
	4. 9. 12 覆土工		第3編第1章第3節河川土工・砂防土工に準じる	準-1
	4. 9. 13 羽口工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
ふとんかご		第3編4. 2. 4 羽口工	80	
かご枠		第3編4. 2. 4 羽口工	80	
連節ブロック張り		第3編3. 6. 3 コンクリート工	22	
第10節 擁壁護岸工	4. 10. 3 場所打擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	4. 10. 4 プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3 プレキャスト擁壁工	76
第5章 橋梁上部				
第3節 工場製作工	5. 3. 3 桁製作工		第3編3. 3. 7 桁製作工	12

【第6編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5. 3. 4 検査路製作工		第3編4. 3. 3 検査路製作工	82
	5. 3. 5 鋼製伸縮継手製作工		第3編4. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工	82
	5. 3. 6 落橋防止装置製作工		第3編4. 3. 5 落橋防止装置製作工	82
	5. 3. 7 鋼製排水管製作工		第3編4. 3. 6 鋼製排水管製作工	82
	5. 3. 8 橋梁用防護柵製作工		第3編4. 3. 8 橋梁用防護柵製作工	83
	5. 3. 9 橋梁高欄製作工			122
	5. 3. 10 横断歩道製作工		第3編3. 3. 7 桁製作工	12
	5. 3. 11 鑄造費		第3編4. 3. 9 鑄造費	84
	5. 3. 12 アンカーフレーム製作工		第3編4. 3. 10 アンカーフレーム製作工	86
	5. 3. 13 工場塗装工		第3編3. 3. 8 工場塗装工	15
第4節 鋼橋架設工	5. 4. 4 架設工 (クレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	5. 4. 5 架設工 (ケーブルクレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	5. 4. 6 架設工 (ケーブルエレクション架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	5. 4. 7 架設工 (架設桁架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	5. 4. 8 架設工 (送出し架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	5. 4. 9 架設工 (トラベラークレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工 (鋼橋)	89
	5. 4. 10 支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88
第5節 橋梁現場塗装工	5. 5. 3 現場塗装工		第3編4. 1. 1 現場塗装工	75
第6節 床版工	5. 6. 2 床版工		第3編4. 3. 12 床版・横組工	86
第7節 橋梁付属物工	5. 7. 2 伸縮装置工		第3編4. 3. 13 伸縮装置工	86
	5. 7. 3 地覆工		第3編4. 3. 14 地覆工	87
	5. 7. 6 橋梁用防護柵工		第3編4. 3. 15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	5. 7. 7 橋梁用高欄工		第3編4. 3. 15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	5. 7. 8 検査路工		第3編4. 3. 16 検査路工	88
第8節 歩道橋本体工	5. 8. 3 既製杭工		第3編3. 4. 4 既製杭工	17

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 歩道橋本体工	5. 8. 4 場所打杭工		第3編3. 4. 5 場所打杭工	17
	5. 8. 5 橋脚フーチング工	I型・T型	第6編4. 6. 9 橋脚フーチング工	120
		門型	第6編4. 6. 9 橋脚フーチング工	120
	5. 8. 6 歩道橋(測道端) 架設工		第3編4. 3. 18 架設工(鋼橋)	89
5. 8. 8 現場塗装工		第3編4. 1. 1 現場塗装工	75	
第6章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	6. 3. 2 プレビーム用桁製作工		第3編4. 3. 7 プレビーム用桁製作工	83
	6. 3. 3 橋梁用防護柵製作工		第3編4. 3. 8 橋梁用防護柵製作工	83
	6. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工		第3編4. 3. 4 鋼製伸縮継手製作工	82
	6. 3. 5 検査路製作工		第3編4. 3. 3 検査路製作工	82
	6. 3. 6 工場塗装工		第3編3. 3. 8 工場塗装工	15
	6. 3. 7 鋳造費		第3編4. 3. 9 鋳造費	84
第4節 PC橋工	6. 4. 2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編4. 3. 19 プレテンション桁製作工(購入工)	90
		スラブ橋	第3編4. 3. 19 プレテンション桁製作工(購入工)	90
	6. 4. 3 ポステンション桁製作工		第3編4. 3. 20 ポステンション桁製作工	90
	6. 4. 4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編4. 3. 21 プレキャストセグメント製作工(購入工)	91
	6. 4. 5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編4. 3. 22 プレキャストセグメント主桁組立工	91
	6. 4. 6 支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88
	6. 4. 7 架設工(クレーン架設)		第3編4. 3. 26 架設工(コンクリート橋)	93
	6. 4. 8 架設工(架設桁架設)		第3編4. 3. 26 架設工(コンクリート橋)	93
	6. 4. 9 床版・横組工		第3編4. 3. 12 床版・横組工	86
	6. 4. 10 落橋防止装置工		第3編4. 3. 31 落橋防止装置工	96
第5節 プレビーム桁橋工	6. 5. 2 プレビーム桁製作工(現場)			122
	6. 5. 3 支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88
	6. 5. 4 架設工(クレーン架設)		第3編4. 3. 18 架設工(鋼橋)	89
	6. 5. 5 架設工(架設桁架設)		第3編4. 3. 18 架設工(鋼橋)	89

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 プレベーム桁橋工	6. 5. 6床版・横組工		第3編4. 3. 12床版・横組工	86
	6. 5. 9落橋防止装置工		第3編4. 3. 31落橋防止装置工	96
第6節 PCホロースラブ橋工	6. 6. 2架設支保工(固定)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	6. 6. 3支承工		第3編4. 3. 17支承工	88
	6. 6. 4PCホロースラブ製作工		第3編4. 3. 23PCホロースラブ製作工	91
	6. 6. 5落橋防止装置工		第3編4. 3. 31落橋防止装置工	96
第7節 RCホロースラブ橋工	6. 7. 2架設支保工(固定)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	6. 7. 3支承工		第3編4. 3. 17支承工	88
	6. 7. 4RCホロースラブ製作工		第3編4. 3. 23PCホロースラブ製作工	91
	6. 7. 5落橋防止装置工		第3編4. 3. 31落橋防止装置工	96
第8節 PC版桁橋工	6. 8. 2PC版桁製作工		第3編4. 3. 23PCホロースラブ製作工	91
第9節 PC箱桁橋工	6. 9. 2架設支保工(固定)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
	6. 9. 3支承工		第3編4. 3. 17支承工	88
	6. 9. 4PC箱桁橋製作工		第3編4. 3. 24PC箱桁橋製作工	92
	6. 9. 5落橋防止装置工		第3編4. 3. 31落橋防止装置工	96
第10節 PC片持箱桁橋工	6. 10. 2PC片持箱桁製作工		第3編4. 3. 24PC箱桁橋製作工	92
	6. 10. 3支承工		第3編4. 3. 17支承工	88
	6. 10. 4架設工(片持架設)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
第11節 PC押出し箱桁橋工	6. 11. 2PC押出し箱桁橋工		第3編4. 3. 25PC押出箱桁橋工	92
	6. 11. 3架設工(押出架設)		第3編4. 3. 26架設工(コンクリート橋)	93
第12節 橋梁付属物工	6. 12. 2伸縮装置工		第3編4. 3. 13伸縮装置工	86
	6. 12. 4地覆工		第3編4. 3. 14地覆工	87
	6. 12. 5橋梁用防護柵工		第3編4. 3. 15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	6. 12. 6橋梁用高欄工		第3編4. 3. 15橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	6. 12. 7検査路工		第3編4. 3. 16検査路工	88

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第11章 共同溝					
第3節 工場製作工	11. 3. 3工場塗装工		第3編3. 3. 8工場塗装工	15	
第5節 現場打構築工	11. 5. 2現場打躯体工			122	
	11. 5. 4カラー継手工			123	
	11. 5. 5防水工	防水		123	
		防水保護工		123	
	防水壁		124		
第6節 プレキャスト構築工	11. 6. 2プレキャスト躯体工			124	
第12章 電線共同溝					
第5節 電線共同溝工	12. 5. 2管路工(管路部)			124	
	12. 5. 3プレキャストボックス工(特殊部)			125	
	12. 5. 4現場打ボックス工(特殊部)			125	
第6節 付帯設備工	12. 6. 2ハンドホール工			125	
第13章 道路維持					
第4節 舗装工	13. 4. 3路面切削工		第3編4. 3. 27路面切削工	94	
	13. 4. 4舗装打換え工		第3編4. 3. 28舗装打換え工	95	
	13. 4. 5切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ工			126
		切削オーバーレイ工(面管理の場合)			126
	13. 4. 6オーバーレイ工		第3編4. 3. 29オーバーレイ工	95	
	13. 4. 7路上再生工			127	
	13. 4. 8コンクリート舗装補修工	目地清掃・充填注入工等		—	
	13. 4. 9アスファルト舗装補修工	打換パッチング		—	
	13. 4. 10 グルーピング工			—	
	第5節 排水構造物工	13. 5. 3側溝工		第3編4. 1. 6側溝工	77
13. 5. 4管渠工			第3編4. 1. 6側溝工	77	
13. 5. 5集水柵・マンホール工			第3編4. 1. 8集水柵工	78	
13. 5. 6地下排水工			第3編4. 1. 9暗渠工	78	

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	13. 5. 7 場所打水路工		第3編4. 1. 7 場所打水路工	78
	13. 5. 8 排水工		第3編4. 1. 6 側溝工	77
第6節 防護柵工	13. 6. 3 防護柵工		第6編3. 3. 3 防護工	111
	13. 6. 4 防止柵工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
	13. 6. 5 ボックスビーム工		第6編3. 3. 3 防護柵工	111
	13. 6. 6 車止めポスト工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
第7節 標識工	13. 7. 3 小型標識工		第6編3. 4. 3 小型標識工	112
	13. 7. 4 大型標識工		第6編3. 4. 4 大型標識工	112
第8節 道路付属施設工	13. 8. 4 道路付属物工	視線誘導標	第6編3. 4. 5 視線誘導標	112
		距離標	第6編3. 4. 6 距離標の設置	112
	13. 8. 5 ケーブル配管工		第6編3. 9. 3 ケーブル配管工	113
	13. 8. 6 道路照明施設工		第6編3. 8. 2 道路照明施設工	113
第9節 擁壁工	13. 9. 5 場所打擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	13. 9. 6 プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3 プレキャスト擁壁工	76
第10節 石・ブロック積(張)工	13. 10. 3 コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3 コンクリートブロック工	22
	13. 10. 4 石積(張)工		第3編3. 6. 5 石積(張)工	24
第11節 カルバート工	13. 11. 6 現場打函渠工		第6編1. 7. 6 現場打函渠工	108
	13. 11. 7 プレキャストカルバート工		第3編4. 3. 1 プレキャストカルバート工	81
第12節 法面工	13. 12. 2 植生工		第3編3. 5. 7 植生工	21
	13. 12. 3 法面吹付工		第3編3. 5. 6 吹付工	20
	13. 12. 4 法枠工		第3編3. 5. 3 法枠工	19
	13. 12. 6 アンカー工		第3編4. 1. 5 アンカー工	77
	13. 12. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第14節 橋梁付属物工	13. 14. 2 伸縮継手工		第3編4. 3. 13 伸縮装置工	86
	13. 14. 4 地覆工		第3編4. 3. 14 地覆工	87

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第14節 橋梁付属物工	13. 14. 5 橋梁用防護柵工		第3編4. 3. 15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	13. 14. 6 橋梁用高欄工		第3編4. 3. 15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	13. 14. 7 検査路工		第3編4. 3. 16 検査路工	88
第16節 現場塗装工	13. 16. 6 コンクリート面塗装工		第3編3. 3. 9 コンクリート面塗装工	16
第18節 道路清掃工	13. 18. 3 路面清掃工			—
第14章 雪寒				
第3節 除雪工	14. 3. 5 凍結防止工	凍結防止剤散布		—
第15章 道路修繕				
第3節 工場製作工	15. 3. 4 桁補強材製作工			128
	15. 3. 5 落橋防止装置製作工		第3編4. 3. 5 落橋防止装置製作工	82
第4節 舗装工	15. 4. 3 路面切削工		第3編4. 3. 27 路面切削工	94
	15. 4. 4 舗装打換え工		第3編4. 3. 28 舗装打換え工	95
	15. 4. 5 切削オーバーレイ工		第6編13. 4. 5 切削オーバーレイ工	126
	15. 4. 6 オーバーレイ工		第3編4. 3. 29 オーバーレイ工	95
	15. 4. 7 路上再生工		第6編13. 4. 7 路上再生工	127
第5節 排水構造物工	15. 5. 3 側溝工		第3編4. 1. 6 側溝工	77
	15. 5. 4 管渠工		第3編4. 1. 6 側溝工	77
	15. 5. 5 集水柵・マンホール工		第3編4. 1. 8 集水柵工	78
	15. 5. 6 地下排水工		第3編4. 1. 9 暗渠工	78
	15. 5. 7 場所打水路工		第3編4. 1. 7 場所打水路工	78
	15. 5. 8 排水工		第3編4. 1. 6 側溝工	77
第6節 縁石工	15. 6. 3 縁石工		第3編3. 3. 6 縁石工	11
第7節 防護柵工	15. 7. 3 防護柵工		第6編3. 3. 3 防護柵工	111
	15. 7. 4 防止柵工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111
	15. 7. 5 ボックスバーム工		第6編3. 3. 3 防護柵工	111
	15. 7. 6 車止めポスト工		第6編3. 3. 4 防止柵工	111

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 標識工	15. 8. 3 小型標識工		第6編3. 4. 3 小型標識工	112
	15. 8. 4 大型標識工		第6編3. 4. 4 大型標識工	112
第9節 区画線工	15. 9. 2 区画線工		第6編3. 5. 2 区画線工	112
第10節 街路樹等植栽工			第7編第2章第3節植栽に準じる	準-39
第11節 道路付属施設工	15. 11. 4 道路付属物工	視線誘導標	第6編3. 4. 5 視線誘導標	112
		距離標	第6編3. 4. 6 距離標の設置	112
	15. 11. 5 ケーブル配管工		第6編3. 9. 3 ケーブル配管工	113
	15. 11. 6 道路照明施設工		第6編3. 8. 2 道路照明施設工	113
第12節 擁壁工	15. 12. 5 場所打擁壁工		第3編4. 1. 2 場所打擁壁工	76
	15. 12. 6 プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3 プレキャスト擁壁工	76
第13節 石・ブロック積(張)工	15. 13. 3 コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3 コンクリートブロック工	22
	15. 13. 4 石積(張)工		第3編3. 6. 5 石積(張)工	24
第14節 カルバート工	15. 14. 6 現場打函渠工		第6編1. 7. 6 現場打函渠工	108
	15. 14. 7 プレキャストカルバート工		第3編4. 3. 1 プレキャストカルバート工	81
第15節 法面工	15. 15. 2 植生工		第3編3. 5. 7 植生工	21
	15. 15. 3 法面吹付工		第3編3. 5. 6 吹付工	20
	15. 15. 4 法枠工		第3編3. 5. 3 法枠工	19
	15. 15. 6 アンカー工		第3編4. 1. 5 アンカー工	77
	15. 15. 7 かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3 じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 4 羽口工	80
第16節 落石雪害防止工	15. 16. 4 落石防止網工		第6編1. 9. 4 落石防止網工	108
	15. 16. 5 落石防護柵工		第3編4. 3. 2 落石防護柵工	81
	15. 16. 6 防雪柵工		第6編1. 9. 6 防雪柵工	108
	15. 16. 7 雪崩予防柵工		第6編1. 9. 7 雪崩予防柵工	109
第18節 鋼桁工	15. 18. 3 鋼桁補強工		第6編15. 3. 4 桁補強製作工	128

【第6編 道路編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第19節 橋梁支承工	15. 19. 3 鋼橋支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88
	15. 19. 4 P C 橋支承工		第3編4. 3. 17 支承工	88
第20節 橋梁付属物工	15. 20. 3 伸縮装置工		第3編4. 3. 13 伸縮装置工	86
	15. 20. 4 落橋防止装置工		第3編4. 3. 31 落橋防止装置工	96
第20節 橋梁付属物工	15. 20. 6 地覆工		第3編4. 3. 14 地覆工	87
	15. 20. 7 橋梁用防護柵工		第3編4. 3. 15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	15. 20. 8 橋梁用高欄工		第3編4. 3. 15 橋梁防護柵工、橋梁高欄工	87
	15. 20. 9 検査路工		第3編4. 3. 16 検査路工	88
第23節 現場塗装工	15. 23. 3 現場塗装工		第3編4. 1. 1 現場塗装工	75
	15. 23. 6 コンクリート面塗装工		第3編3. 3. 9 コンクリート面塗装工	16

【第7編 公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 基盤整備工				
第3節 敷地造成工	1. 3. 2表土保全工			129
	1. 3. 4掘削工		第3編1. 4. 2掘削工	9
	1. 3. 5盛土工		第3編1. 3. 3盛土工	6
	1. 3. 6路体盛土工		第3編1. 4. 3路体盛土工	10
	1. 3. 7路床盛土工		第3編1. 4. 4路床盛土工	10
	1. 3. 8法面整形工		第3編1. 3. 5法面整形工	8
	1. 3. 9路床安定処理工		第3編3. 9. 2路床安定処理工	69
	1. 3. 10置換工		第3編3. 9. 3置換工	69
	1. 3. 11サンドマット工		第3編3. 9. 6サンドマット工	70
	1. 3. 12バーチカルドレーン工		第3編3. 9. 7バーチカルドレーン工	70
第4編 公園土工	1. 4. 2小規模造成工		第7編第1章第3節敷地造成工に準じる	準-38
第5節 植栽基盤工	1. 5. 3透水層工			129
	1. 5. 4土層改良工			129
	1. 5. 5土性改良工		第7編1. 5. 4土層改良工	129
	1. 5. 6表土盛土工		第7編1. 5. 4土層改良工	129
	1. 5. 7人工地盤工			129
	1. 5. 8造形工		第7編1. 5. 4土層改良工	129
第6節 法面工	1. 6. 5法面ネット工			130
	1. 6. 4法枠工		第3編3. 5. 3法枠工	19
	1. 6. 5編柵工			—
	1. 6. 6かご工	じゃかご	第3編4. 2. 3じゃかご	79
		ふとんかご	第3編4. 2. 3羽口工	80
	1. 6. 7植生工		第3編3. 5. 7植生工	21
第7節 計量盛土工	1. 7. 2軽量盛土工		第3編1. 4. 3路体盛土工	10
第8節 擁壁工	1. 8. 4現場打擁壁工		第3編4. 1. 2現場打擁壁工	76

【第7編 公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 擁壁工	1. 8. 5プレキャスト擁壁工		第3編4. 1. 3プレキャスト擁壁工	76
	1. 8. 6補強土壁工		第3編1. 4. 6盛土補強工	7
	1. 8. 7コンクリートブロック工		第3編3. 6. 3コンクリートブロック工	22
	1. 8. 8石積工		第3編3. 6. 5石積(張)工	24
第9節 公園カルバート工	1. 9. 4現場打函渠工		第6編1. 7. 6現場打函渠工	108
	1. 9. 5プレキャストカルバート工		第3編4. 3. 1プレキャストカルバート工	81
第10節 公園施設等撤去・移設工	1. 10. 2公園施設撤去工			—
	1. 10. 3移設工	遊具移設、小工作物移設		130
	1. 10. 4伐採工	抜根		—
第2章 植栽				
第3節 植栽工	2. 3. 3高木植栽工	移植、掘取		131
	2. 3. 4中低木植栽工	中木、低木、移植、掘取		131
	2. 3. 5特殊樹木植栽工			131
	2. 3. 6地被類等の植栽工			131
	2. 3. 8播種工		第7編2. 3. 6地被類等の植栽工	131
	2. 3. 9花壇植栽工		第7編2. 3. 6地被類等の植栽工	131
	2. 3. 10樹木養生工	防風ネット		131
	2. 3. 11樹名板設置工	埋込型		131
	2. 3. 12根囲い保護工		第7編2. 3. 11樹名板設置工	131
第4節 移植工			第7編第1章第3節植栽工に準ずる	準-39
第5節 樹木剪定工	2. 5. 3高中木剪定工	刈込		—
	2. 5. 4低木剪定工		第7編2. 5. 3高中木剪定工	—
	2. 5. 5樹勢回復工		第7編2. 5. 3高中木剪定工	—
第6節 公園施設等撤去・移設工			第7編第1章第10節公園施設等撤去・移設工に準ずる	準-39
第3章 施設整備				
第3節 給水設備工	3. 3. 3水栓類取付工	メーターボックス 止水栓ボックス		—

【第7編 公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 給水設備工	3. 3. 6 散水施設工	散水栓高調整		132
	3. 3. 10 給水管路工	埋設シート		132
第4節 雨水排水設備工	3. 4. 6 側溝工		第3編4. 1. 6側溝工	77
	3. 4. 7 管渠工		第3編4. 1. 6側溝工	77
	3. 4. 8 集水柵・マンホール工		第3編4. 1. 8集水柵工	78
	3. 4. 9 地下排水工		第3編4. 1. 9暗渠工	78
第5節 汚水排水設備工	3. 5. 4 管渠工		第3編4. 1. 6側溝工	77
	3. 5. 5 汚水柵・マンホール工		第3編4. 1. 8集水柵工	78
第6節 電気設備工	3. 6. 3 照明設備工		第6編3. 8. 2道路照明施設工	113
	3. 6. 4 放送設備工	スピーカー柱基礎		132
	3. 6. 8 電線管路工	ケーブル、埋設シート		132
第7節 園路広場整備工	3. 7. 5 アスファルト舗装工		第3編3. 8. 8アスファルト舗装工	25
	3. 7. 6 排水性舗装工		第3編3. 8. 10排水性舗装工	42
	3. 7. 7 透水性舗装工		第3編3. 8. 11透水性舗装工	43
	3. 7. 9 コンクリート系舗装工		第3編3. 8. 17コンクリート舗装工	56
	3. 7. 10 土系舗装工		第3編3. 8. 15脱色アスファルト舗装工	54
	3. 7. 11 レンガ・タイル系舗装工		第3編3. 8. 18ブロック舗装工	68
	3. 7. 12 木系舗装工		第3編3. 8. 18ブロック舗装工	68
	3. 7. 13 樹脂系舗装工		第3編3. 8. 15脱色アスファルト舗装工	54
	3. 7. 14 石材系舗装工		第3編3. 8. 18ブロック舗装工	68
	3. 7. 16 園路縁石工		第3編3. 3. 6縁石工	11
	3. 7. 17 区画線工		第6編3. 5. 2区画線工	112
	3. 7. 23 植栽ブロック工		第3編3. 3. 6縁石工	11
第8節 修景施設整備工	3. 8. 3 石組工	景石 捨石	第3編4. 2. 1多自然川づくり関連工	79
	3. 8. 4 添景物工		第3編4. 2. 1多自然川づくり関連工	79
	3. 8. 5 袖垣・垣根工			132

【第7編 公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 修景施設整備工	3. 8. 6花壇工		第3編3. 3. 6縁石工	11
	3. 8. 7トレリス工			133
	3. 8. 8モニュメント工			133
第9節 遊戯施設整備工	3. 9. 3遊具組立設置工	ブランコ、ジャングルジム、すべり台等		134
	3. 9. 7現場打遊具工	砂場、徒歩池		136
第10節 サービス施設整備工	3. 10. 3都計台工			137
	3. 10. 4水飲み場工			137
	3. 10. 5洗い場工		第7編3. 10. 4水飲み場工	137
	3. 10. 6ベンチ・テーブル工			138
	3. 10. 7野外炉工			138
	3. 10. 9サイン施設工			138
第11節 管理施設整備工	3. 11. 7門扉工	門壁、門柱、門扉		138
	3. 11. 8柵工		第6編3. 3. 3防護柵工	111
	3. 11. 9車止め工		第6編3. 3. 4防止柵工	111
第12節 建築施設組立設置工	3. 12. 3四阿工	基礎		139
	3. 12. 4パーゴラ工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 5シェルター工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 6キャビン(ロッジ)工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 7温室工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 8観察施設工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 9売店工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 10荷物預り所工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 11更衣室工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 12便所工		第7編3. 12. 3四阿工	139
	3. 12. 13倉庫工		第7編3. 12. 3四阿工	139
第14節 公園施設等撤去・移設工			第7編第1章第10節公園施設等撤去・移設工に準ずる	準-39

【第7編 公園緑地編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第15節 公園施設維持工	3. 15. 2 塗替塗装工		第3編4. 1. 1 現場塗装工	75
第4章 グランド・コート整備工				
第3節 グランド・コート舗装工	4. 3. 4 グランド・コート用舗装工		第3編第3章第8節一般舗装工に準じる	準-3
	4. 3. 5 グランド・コート縁石工		第3編3. 3. 6 縁石工	11
第5節 グランド・コート施設整備工	4. 5. 3 ダックアウト工		第7編3. 12. 3 四阿工	139
	4. 5. 4 スコアボード工		第7編3. 12. 3 四阿工	139
	4. 5. 5 バックネット工		第7編3. 12. 3 四阿工	139
第6節 公園施設等撤去・移設工			第7編第1章第10節公園施設等撤去・移設工に準ずる	準-39

【第8編 下水道編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 管路				
第3節 管きょ工（開削）	1. 3. 3 管路土工	管路掘削		140
		管路埋戻		140
	1. 3. 4 管布設工	自然流下管		140
		圧送管		141
	1. 3. 5 管基礎工	砂基礎		141
		碎石基礎		141
		コンクリート基礎		142
		まくら土台基礎		142
		はしご洞木基礎		142
	第4節 管きょ工（小口径推進）	1. 4. 3 小口径推進工	掘進工	
1. 4. 4 立坑内管布設工		空伏工		143
第5節 管きょ工（推進）	1. 5. 3 推進工	掘進工	第8編1. 4. 3 小口径推進工	143
	1. 5. 6 立坑内管布設工	空伏工	第8編1. 4. 4 立坑内管布設工	143
第6節 管きょ工（シールド）	1. 6. 3 一次覆工	掘進工		143
	1. 6. 4 二次覆工	二次覆工		144
第7節 管きょ更生工	1. 7. 3 管きょ内面被覆工	反転・形成工法		144
		製管工法		144
第8節 マンホール工	1. 8. 3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工		145
		マンホール基礎工		145
		副管（外副管）		145
		副管（内副管）		146
	1. 8. 4 組立マンホール工	組立マンホール工		146
		組立マンホール基礎工		146
		副管（外副管）		147
		副管（内副管）		147

【第8編 下水道編】

章・節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 マンホール工	1. 8. 5 小型マンホール工	小型マンホール工		147
		小型マンホール基礎工		148
第9節 特殊マンホール工	1. 9. 4 躯体工	現場打ち 特殊人孔		148
		伏せ越し室・雨水吐室		148
		越流堰（雨水吐室）		149
		中継ポンプ施設		149
第10節 取付管及びます工	1. 10. 4 ます設置工	公共ます		149
	1. 10. 5 取付管布設工	取付管		150
第13節 立坑工		立坑工		150
		立坑土工		150
第2章 処理場・ポンプ場				
第8節 本体築造工	2. 8. 9 躯体工	池・槽の主構造物		151
		池・槽の付属物的構造物		151
		開口部		151
		ゲート用開口部		152
		可動堰用開口部		152
	2. 8. 11 越流樋工	流出トラフ		152
	2. 8. 12 越流堰板工	越流堰		153
		燃料貯蓄留槽工		153

※ 表中頁欄の（－）は、出来形管理基準の無いことを表す。

# 請負工事施工管理基準

この請負工事施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）は、土木工事標準仕様書第1編1. 1. 30 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1 目的

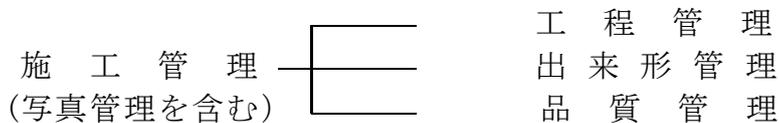
この施工管理基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2 適用

この施工管理基準は、名古屋市緑政土木局が所管する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この施工管理基準により難しい場合、もしくはこの施工管理基準に定めのない工種については、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

## 3 施工管理の構成



## 4 施工管理の実施

- (1) 請負人は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負人は、測定（試験）等を工事の施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負人は、測定（試験）等の結果をそのつど管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完了時に監督員に提出しなければならない。

## 5 施工管理の方法

### (1) 工程管理

請負人は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものと

する。

#### (2) 出来形管理

請負人は、出来形を**出来形管理基準**（緑政土木局）に定められる測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表（様式2）（出来形管理表及び出来形管理図）及び出来形図を作成し管理するものとし、監督員の検査を受けるものとする。このうち、出来形管理図（様式2-5、もしくは様式2-6）の作成については、出来形のばらつきの判断を行うため、データ数が10個以上の主たる工種の1つの種別について作成するものとする。このとき、作成する項目については、監督員と**協議**するものとする。

ただし、データ数が10個に満たない場合は、出来形管理図（様式2-5、もしくは様式2-6）の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

また、請負人は、出来形成果総括表（様式1）を工事完了時に監督員に**提出**しなければならない。

#### (3) 品質管理

請負人は、品質を「**請負工事品質管理基準**」（緑政土木局）に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

### 6 規格値

請負人は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

### 7 その他

#### (1) 写真管理

請負人は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**（緑政土木局）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の**請求**に対し速やかに**提示**するとともに、工事完了時に**提出**しなければならない。

#### (2) 管理資料の提出

施工管理資料は、工事完了時に監督員に**提出**しなければならない。

#### (3) 手直し

出来形及び品質の管理において、測定値が規格値を満足しない時は、請負人は手直しをするものとする。

また、規格値に適合しているものの、美観・出来ばえ等が悪く検査員又は監督員が**指示**した時は、手直し等の処置をするものとする。

#### (4) ICT活用工事

ICT活用工事の出来形管理は、「**ICT活用工事（土工）実施要**

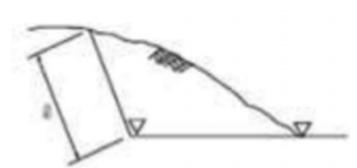
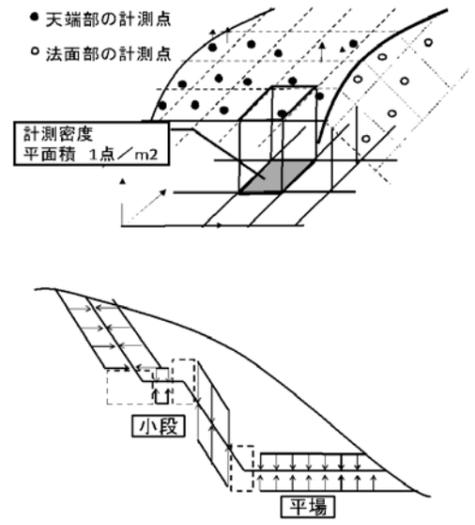
領」(名古屋市緑政土木局)、「ICT活用工事(舗装)実施要領」(名古屋市緑政土木局)及び「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」(名古屋市緑政土木局)の規定によるものとする。

(5) 3次元データによる出来形管理【出典は、全て国土交通省である。】

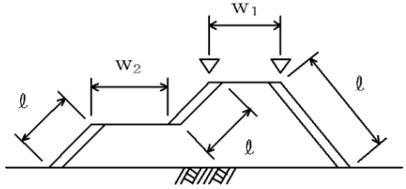
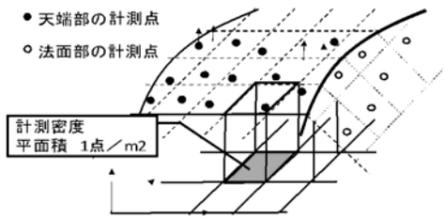
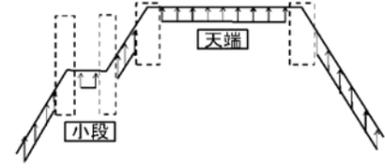
- 1) 土工において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による。
- 2) 一般施工において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。
- 3) 共通施工において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。
- 4) 浚渫(川)において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による。
- 5) 舗装において3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

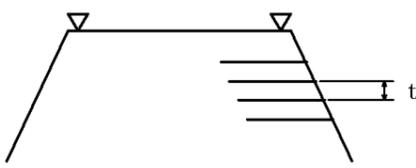
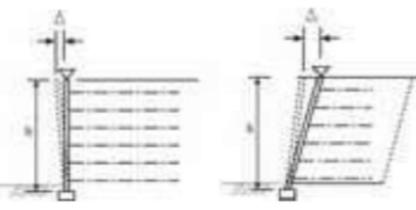
なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

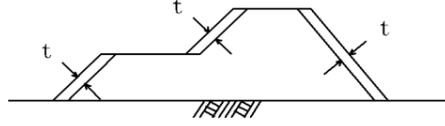
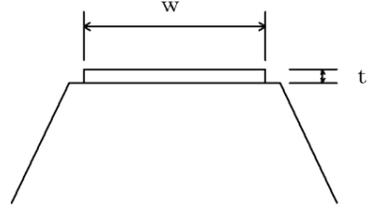
注) 上記各要領において国の仕様書等の記載は、名古屋市の仕様書等に読み替えるものとし、市の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。

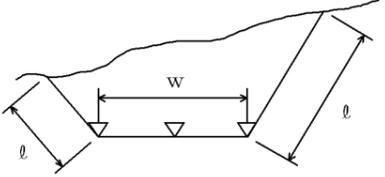
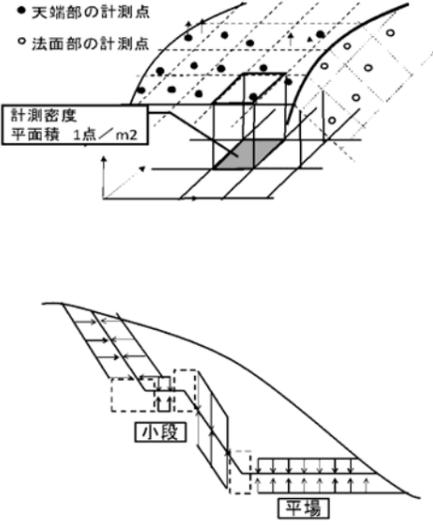
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要		
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 基準高は掘削部の両端で測定する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$ $l \geq 5\text{ m}$				-200 法長 - 4%	
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)		測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	2		掘削工（水中部） （面管理の場合）			平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±300			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要		
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 基準高は各法肩で測定する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各路肩で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100	
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 2%	
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>					-100	
3 工事共通編	1 土工	3 河川・砂防土工	3		盛土工 (面管理の場合)		平均值 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 			
						天端	標高較差				-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差				-60	-170
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

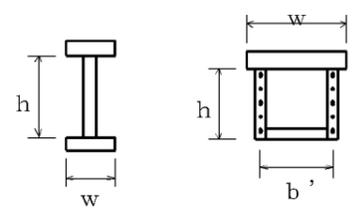
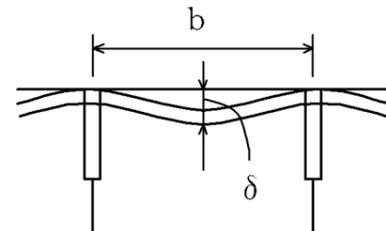
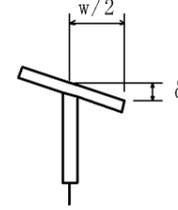
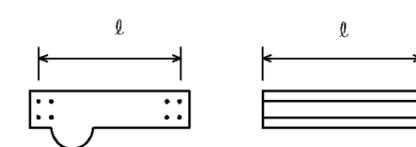
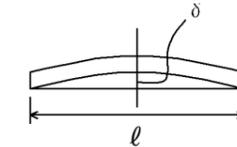
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強工(テールアルメ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法))	基準高▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
				補強土壁工 (補強工(テールアルメ)壁工法 (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法))	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。  1施工箇所毎に測定する。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
					高さ h	h < 3 m				-50
						h ≧ 3 m				-100
					鉛直度△	±0.03 h かつ ±300 以内				
					控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
					延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要	
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
3 工事共通編	1 土工	3 河川土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15 cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 厚さは、施工延長 200m につき1ヶ所、200m 以下は2ヶ所、中央で測定する。		
							t ≥ 15 cm	-50			
						幅 w	-100				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要		
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。 基準高は、道路中心線及び端部で測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。				
						法長 $l$	$l < 5\text{ m}$				-200	
							$l \geq 5\text{ m}$				法長 - 4%	
						幅 $w$					-100	
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	2		掘削工 (面管理の場合)	平場	標高較差	±50	個々の計測値	±150	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面(軟岩I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			
						計測密度 平面積 1点/m <sup>2</sup>						

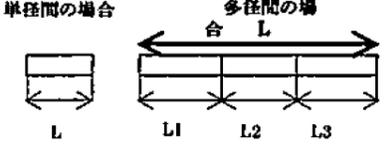
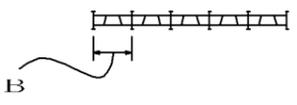
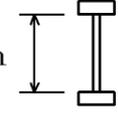
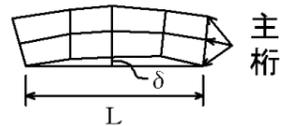
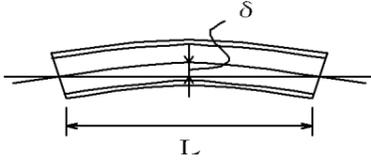
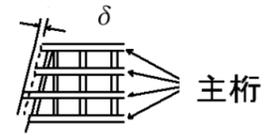
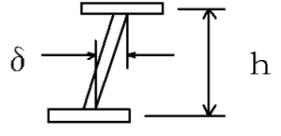
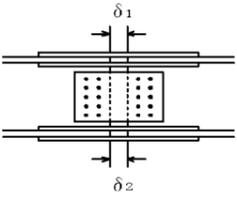
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要	
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	3		路体盛土工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測定間隔 25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定する。			
					4	路床盛土工	法長 $l$				$l < 5m$ -100 $l \geq 5m$ 法長-2%
					幅 $w_1$ 、 $w_2$	-100					
3 工事共通編	1 土工	4 道路土工	3		路体盛土工		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
					4	路床盛土工 (面管理の場合)	平場	標高較差			
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	2 鉄筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロットあたりに対して各面で1か所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照 ただし、道路橋示方書の適用をうける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編4.3.12床版・横組工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての攻守において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり i	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入り長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		縁石工 （縁石・アスカープ）	延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定する。		

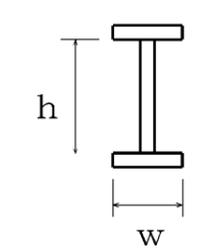
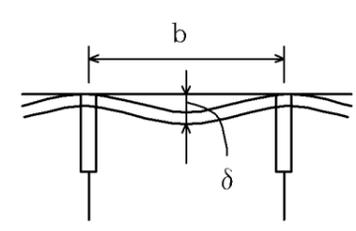
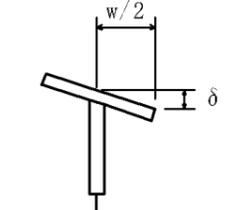
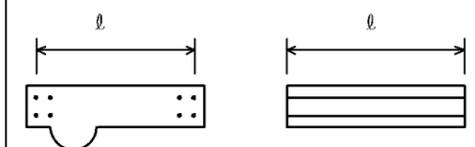
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定基準	摘要					
								鋼桁等	トラス・アーチ等							
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 $w$ (m)  腹板高 $h$ (m) 腹板 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁      トラス弦材							
											部 材 精 度	板の平面度 $\delta$ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び支間中央付近を測定する。  $h$ ：腹板高 (mm) $b$ ：腹板またはリブの間隔 (mm) $w$ ：フランジ幅 (mm)	
													箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$		
												フランジの直角度  $\delta$ (mm)	$w/200$			
											部 材 長 $l$ (m)	鋼桁	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定する。		
トラス、アーチ等	$\pm 2 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 3 \dots$ $l > 10$															
		圧縮材の曲り $\delta$ (mm)	$l/1000$	—	主要部材全数を測定する。  $l$ ：部材長 (mm)											

※規格値の  $w$  に代入する数値は m 単位の数値である。

ただし、「板の平面度  $\delta$ 、フランジの直角度  $\delta$ 、圧縮材の曲り  $\delta$ 」の規格値の  $h$ 、 $b$ 、 $w$ 、に代入する数値は mm 単位の数値とする。

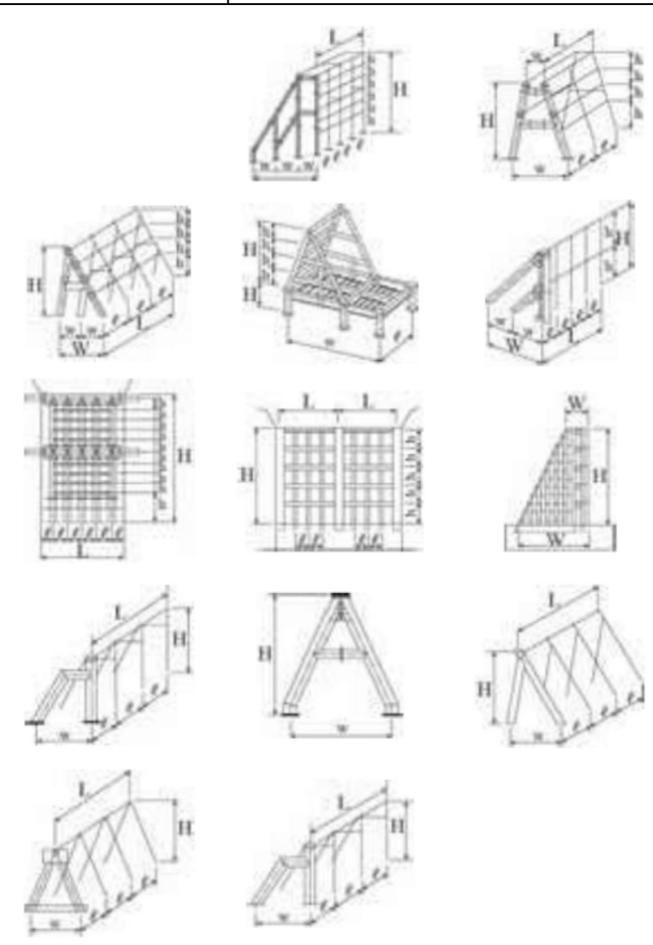
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定基準	概要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	部 材 精 度	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	$\pm (10 + L / 10)$ $\pm (10 + L_n / 10)$		各桁全数を測定する。		
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots \dots$ $B \leq 2$ $\pm (3 + B / 2) \dots$ $B > 2$		各支点及び各支間中央付近を測定する。		
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots \dots$ $h \leq 5$ $\pm (2.5 + h / 2) \dots$ $h > 5$	—	両端部及び中心部を測定する。		
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5 + L / 5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots \dots$ $L > 100$		最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定する。 L：測線上 (m)		
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots \dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ～12m間隔を測定する。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を測定する。 L：主構の 支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における 出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$		どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定する。		
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3 + h / 1000$	各主桁の両端部を測定する。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定する。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定する。 $\delta_1, \delta_2$ の内大きいもの なお、設計値が 5 mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0 mm とする。(例：設計値が 3 mm の場合、すき間の許容範囲は 0 mm から 8 mm)			

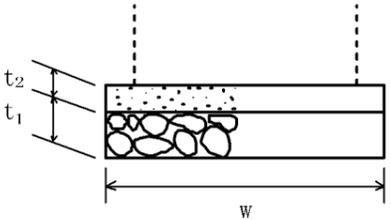
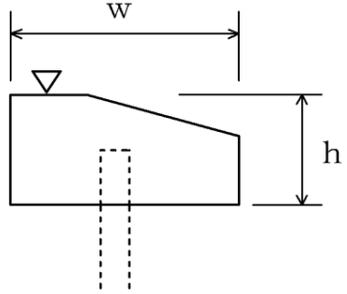
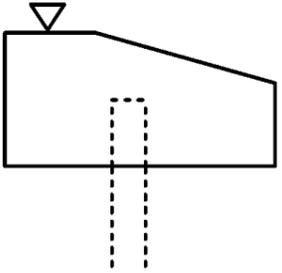
※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。  
ただし「主桁、主構の鉛直度  $\delta$ 」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	概要			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	2	桁製作工 (仮組立による検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	± 2 . . . . w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定する。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定する。	 I型鋼桁				
						腹板高 h (m)	± 3 . . . . 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 . . . . . 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w/2) 2.0 < w						
						部 材 精 度	鋼桁等の部材の腹板				h / 250	主桁 各支点及び支間中央付近を測定する。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板またはリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート				b / 150		
フランジの直角度	w / 200												
δ (mm)													
部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	± 3 . . . . ℓ ≤ 10  ± 4 . . . . ℓ > 10	主要部材全数を測定する。										

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。

ただし「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

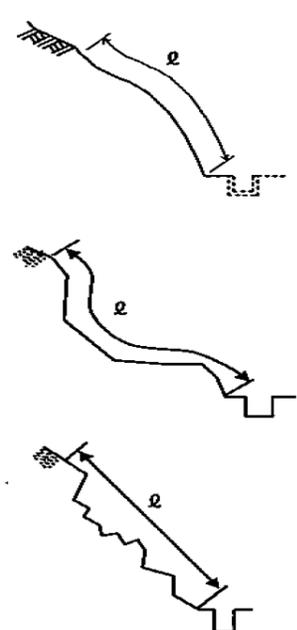
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定基準	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後、下塗り終了時及び上塗り終了時に測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定する。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロットあたり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1ロットの塗装面積が、200㎡未満の場合は、10㎡につき1点以上、200㎡以上500㎡未満の場合は、25点測定する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	3	3	9		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上		
3	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。		
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による。			
3	3	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3	3	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			

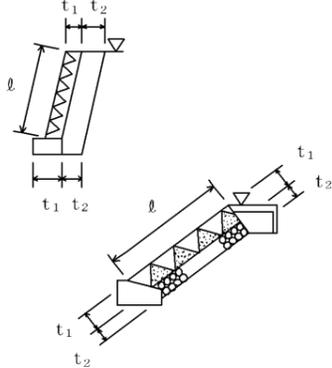
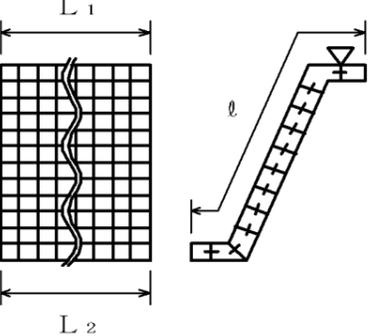
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入れ長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径D	設計径(公称径) - 30 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定する。  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留構造の内径にて測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径D	設計径(公称径) 以上※			

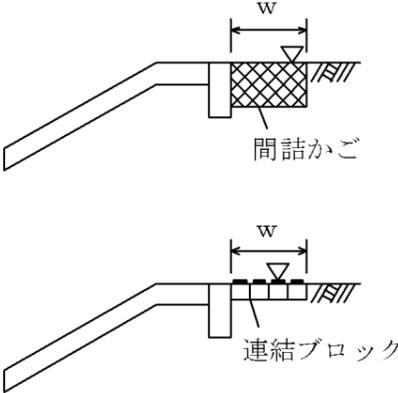
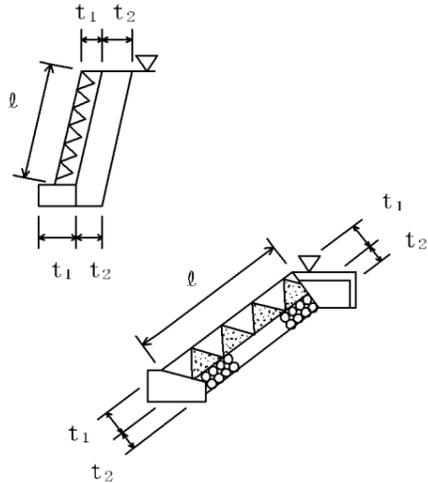
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロット毎に測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定する。 偏心量は、1基毎に測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量d	300以内			
						根入長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長 $l$	$l \geq 10m$	-200			
						幅 w		-30			
						高さ h		-30			
						枠中心間隔 a		$\pm 100$			
延長 L		-200	1 施工箇所毎測定する。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。								
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	3	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $l$	$l < 10m$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						法長 $l$	$l \geq 10m$	-200			
						延長 L		-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $l$	$l < 3\text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							$l \geq 3\text{ m}$	-100			
							延長L	-200	1施工箇所毎測定する。  ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						厚さ $t$	$t < 5\text{ cm}$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所以上、面積200㎡以下は2ヶ所を穿孔により測定する。		
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20			
			ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (種子帯工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法 長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %				
						盛土法 長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-100				
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 2 %				
延長 L		-200	1 施工箇所毎測定する。  ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。									
3 工事共通編	3 一般施工	5 法面工	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 $l$	$l < 5 \text{ m}$	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$l \geq 5 \text{ m}$	法長の - 4 %				
						延長 L		-200				1 施工箇所毎測定する。  ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
						厚 さ $t$	$l < 5 \text{ cm}$	-10				施工面積 200 m <sup>2</sup> につき 1ヶ所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 検査孔により測定する。
							$l \geq 5 \text{ cm}$	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所厚さは、上端部及び下端部の 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ (ブロック積 (張)) $t_1$	-50				
						厚さ (裏込) $t_2$	-50				
延長 $L$	-200										
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	7	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	-100				
						延長 $L_1, L_2$	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所厚さは、上端部及び下端部の 2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>					-50
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>					-50
						延長 L					-200

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所厚さは、上端部及び下端部の2ヶ所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
							厚さ(石積・張) $t_1$				-50
							厚さ(裏込) $t_2$				-50
							延長L				-200
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mm対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。		
						幅	-50	-50	-					
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。 工事規模IIとは、工事規模I以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	<p>厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。</p> <p>幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。</p> <p>500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※</p> <p>工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。</p> <p>工事規模IIとは、工事規模I以外とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>		
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>(面管理は除く)</p> <p>コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。</p>	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	8	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
					(面管理の場合)	平坦性	3mプロフィールメーター (δ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (δ) 1.75mm以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) 再生クラッシュラン クラッシュランスラグ (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理は、測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	(面管理は除く)  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	9	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
					平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下							
						※面管理の場合は測定値の平均							

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石	厚さ	-25	-30	-8	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	3	排水性み性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	<p>厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。</p> <p>幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。</p> <p>500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※</p> <p>工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。</p> <p>工事規模IIとは、工事規模I以外とする。</p> <p>※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。</p>		
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	4	排水性み性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) 面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>※面管理の場合は測定値の平均</p>	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	<p>厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。</p> <p>幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。</p> <p>500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※</p> <p>工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。</p> <p>工事規模IIとは、工事規模I以外のとする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p>		
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>※面管理の場合は測定値の平均</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。</p>	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	10	5	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は、片側延長40m毎に1ヶ所で測定する。 幅と厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所の割に測定し、さらに片側延長200m毎に1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。 ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10			
							t ≥ 15 cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15 cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 ※歩道舗装に適用する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
							厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15 cm	±90			
						t < 15 cm		+90 -70	+50 -10			
						厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15 cm	±90	+50 -15			
							※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X10)
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				工事規模 I 以上
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1か所の割に測定し、さらに 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。 ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。		
						幅	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	11	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。		
								※面管理の場合は 測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		厚さは、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長 40m 毎に 1か所の割に測定する。 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I 以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外のとする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定する。 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> 以上に 1 個の割合でコアを採取して厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外する。  厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3m プロフィルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm 以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	12	2	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m 以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1 車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m 以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3m プロフィルメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm 以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	1	改質アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定する。 各車線 200m 毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	1	改質アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										※面管理の場合は測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	2	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	2	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整砕石 改良砕石 水硬性粒調スラグ (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	※面管理の場合は測定値の平均	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	3	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	3	改質アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	4	改質アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模I以上の工事とは、舗装施工面積2,000㎡以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	4	改質アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
								※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	5	改質アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割合でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外のとする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						幅	-25	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	5	改質アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	6	改質アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	—	±30	—		基準高と厚さは、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m 毎に 1か所の割に測定する。 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外する。  厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-7	-9	-2				
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3m プロフィールメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75 mm 以下						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	13	6	改質アスファルト舗装工 (表層工) (路面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m 以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m 以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	3m プロフィールメーター (σ) 2.4 mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75 mm 以下						
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	1	脱色アスファルト舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	—	基準高は、片側延長 40m毎に1ヶ所で測定する。 幅と厚さは、片側延長 40m毎に1ヶ所の割に測定し、さらに各車線 200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 工事規模 I 以上の工事とは、舗装施工面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは使用する基層及び表層のアスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10			
							t ≥ 15 cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	1	脱色アスファルト舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15 cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10 mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
							t ≥ 15 cm	±90	+50 -15			
						厚さあるいは 標高較差	t < 15 cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15 cm	±90	+50 -15			
	※面管理の場合は測定値の平均											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X10)
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				工事規模 I 以上
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	2	脱色アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅と厚さは、片側延長 40m毎に 1か所の割に測定し、さらに 500㎡以上で 1,000㎡に 1個の割合でコアーを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。		
						幅	-25	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	15	2	脱色アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※面管理の場合は 測定値の平均			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定する。 各車線 200m毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						厚さ	-45	-45	-15				
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10 mm が含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
					(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	2	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	厚さ	-25	-30	-8	/	厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						幅	-50	-50	-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	2	コンクリート舗装工 (上層路盤工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	※面管理の場合は測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	3	コンクリート舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)	
						幅	-50		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	3	コンクリート舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取して厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
						幅	-25		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの法によることができる。	
					(面管理の場合)			※面管理の場合は測定値の平均					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	—	±30	—		<p>基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。</p> <p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸またはレベルにより 1測線あたり横断方向に 3ヶ所以上測定する。</p> <p>幅は延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定する。</p> <p>平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し打設前に各車線の中心付近で 40m毎に水糸またはレベルにより 1測線あたり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、打設後に各車線 40m毎に両側の版端を測定する。</p> <p>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の工事とする。</p> <p>工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p> <p>コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。</p> <p>平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路</p>	
						厚さ	-10		-3.5				
						幅	-25		—				
						平坦性	<p>コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより 機械舗設の場合 (δ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (δ) 3 mm以下</p>						
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I以上	工事規模 II以下	工事規模 I以上	工事規模 II以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方※ 工事規模 Iとは、1層あたりの施工面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。  工事規模 IIとは、工事規模 I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路	
						平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより 機械舗設の場合 (δ) 2.4 mm以下 人力舗設の場合 (δ) 3 mm以下		※面管理の場合は測定値の平均				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高と厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1か所を掘り起こして厚さを測定する。 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。 工事規模IIとは、工事規模I以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
							※面管理の場合は測定値の平均						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定する。 各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。  3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						幅	-50		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (粒度調整砕石、改良砕石、水硬性粒調スラグ)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
					(面管理の場合)			※面管理の場合は測定値の平均					

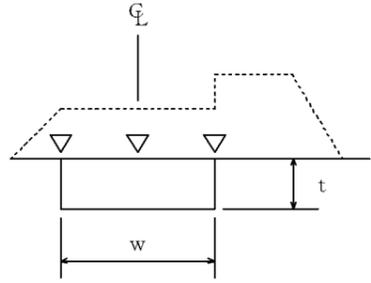
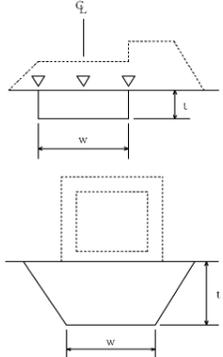
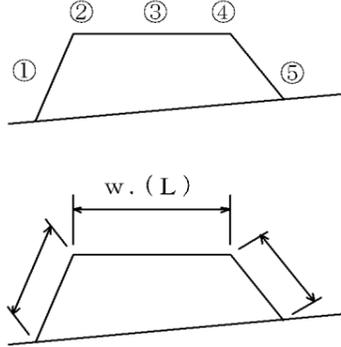
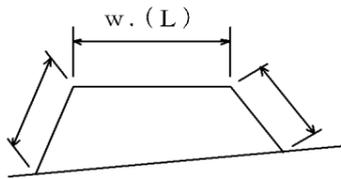
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして厚さを測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
						幅	-50		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (上層路盤工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
								※面管理の場合は測定値の平均					

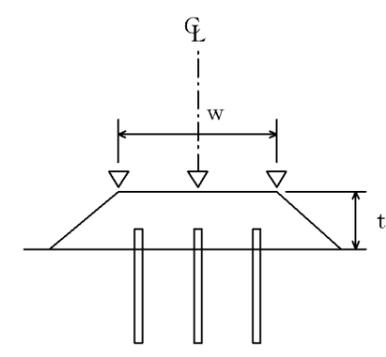
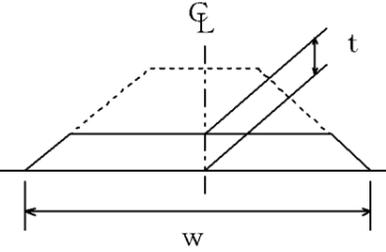
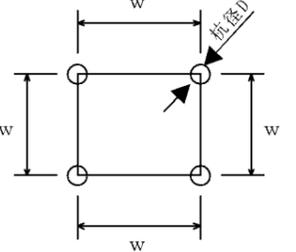
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		厚さは、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定する。 幅は、延長40m毎に1か所の割に測定する。 さらに500㎡以上で1,000㎡に1個の割でコアを採取して厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上の工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
						幅	-25		-				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
									※面管理の場合は測定値の平均				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	—	±30	—		基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸またはレベルにより 1測線あたり横断方向に 3ヶ所以上測定する。 幅は延長 40m毎に 1ヶ所の割で測定する。 平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。 平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路	
						厚さ	-15		-4.5				
						幅	-35		—				
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (δ) 2.4 mm以下						
						目地段差	±2						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							工事規模 I以上	工事規模 II以下	工事規模 I以上	工事規模 II以下				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	17	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は、設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方※ 工事規模Iとはの工事とする。  工事規模IIとは、工事規模I以外とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)  コア採取について 厚さ等規格値に満たない場合は、コアを採取して測定する。  平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 監督員が特に必要と認めた道路		
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより 機械舗設の場合 (δ) 2.4mm以下							※面管理の場合は測定値の平均
						目地段差	±2							隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定する。

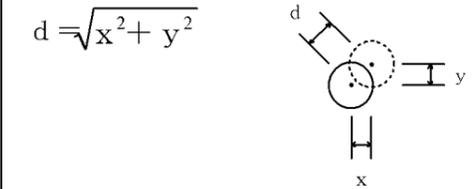
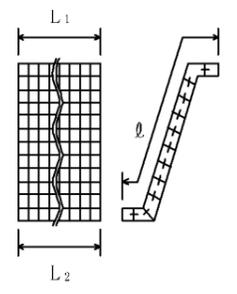
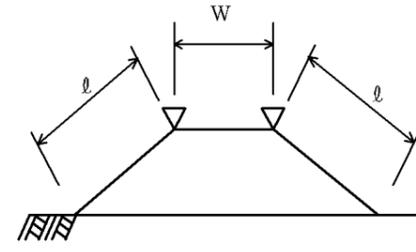
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上	工事規模 II 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	18	1	ブロック舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長 40m 毎に 1ヶ所測定する。 幅と厚さは、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定し、更に片側延長 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして厚さを測定する。 歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-15				
							t ≥ 15 cm	-45	-10				
						幅	-100		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	18	2	ブロック舗装工 (基礎工)	厚さ	-9	-12	-3		幅と厚さは、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定し、さらに 500 m <sup>2</sup> 以上で 1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して厚さを測定する。 歩道舗装に適用する。		
						幅	-25		—				

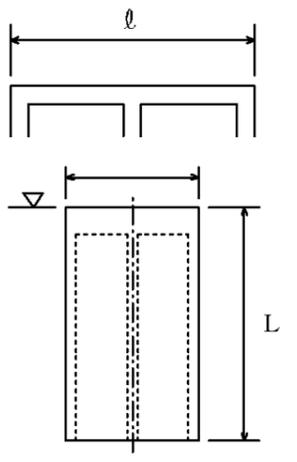
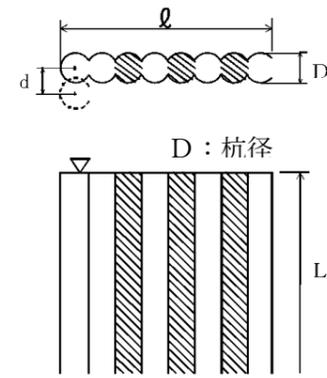
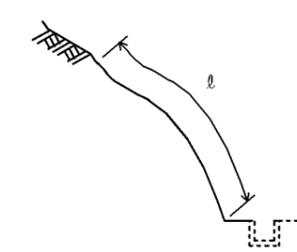
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に 1ヶ所の割合で測定する。 基準高は、道路中心線及び端部で測定する。 厚さは、中心線及び端部で測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測不要)		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び端部で測定する。		
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	-50	施工延長 10mにつき、1 測点あたり 5 点以上測定する。 w、(L) は、施工延長 40m につき 1ヶ所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 か所測定する。 (L) は、センターライン及び表裏法肩で行う。		
						法長 ℓ	-200			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-300			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4		表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	-50	施工延長 10m につき、1 測点あたり 5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)		
						法長 ℓ	-200			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-300			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び端部で掘り起こして測定する。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 厚さは、中心線及び両端部で掘り起こして測定する。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100 本に 1ヶ所測定する。 100 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4 本測定測定する。  ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭径 D	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数測定する。		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数測定する。  計器管理にかえることができる。		
※余長は、適用除外										

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所測定する。 100本以下は2ヶ所測定する。 1ヶ所に4本測定する。		
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数測定する。  $L = \ell_1 - \ell_2$ $\ell_1$ は改良体先端深度 $\ell_2$ は改良端天端深度		
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	10		固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000 m <sup>3</sup> ～4,000 m <sup>3</sup> について1ヶ所、または施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 1,000 m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長 40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)する。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。		
						根入長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						配置誤差 d	100				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 $\ell$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 $L_1$ $L_2$	-200				1 施工箇所毎測定する。
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 $\nabla$	-50	施工延長 50m につき 1 箇所測定する。 延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						天端幅 w	-100				
						法長 $\ell$	-100				

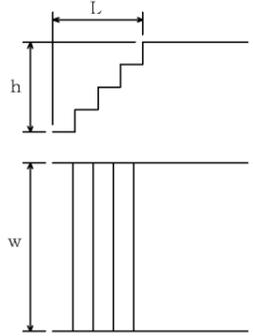
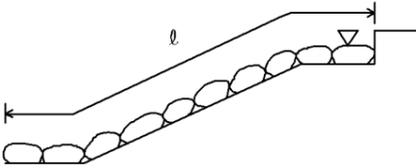
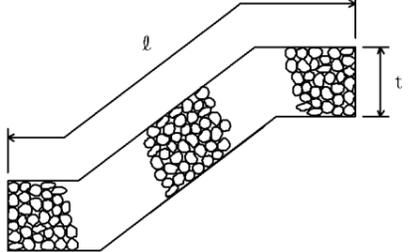
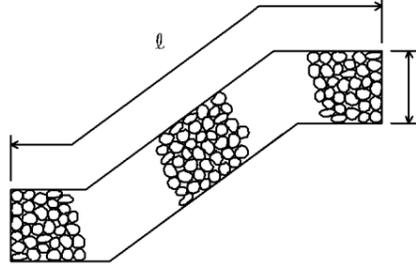
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長 50mにつき1ヶ所測定する。 延長 50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。						
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものについては、1施工箇所につき2ヶ所測定する。 変位は、施工延長 20m ((測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 20m (または 25m) 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。						
						連壁の長さ $l$	-50							
						変位	300							
						壁体長 $L$	-200							
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものについては、1施工箇所につき2ヶ所測定する。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所測定する。 延長 20m (または 25m) 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所測定する。						
						連壁の長さ $l$	-50							
						変位 $d$	$D/4$ 以内							
						壁体長 $L$	-200							
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	21		法面吹付工	法長 $l$	$l < 3$ m	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所測定する。					
							$l \geq 3$ m	-100						
						厚さ $t$	$t < 5$ cm	-10				200 m <sup>2</sup> につき1ヶ所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は2ヶ所を穿孔により測定する。		
							$t \geq 5$ cm	-20						
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
								延長 $L$				-200	1施工箇所毎測定する。	

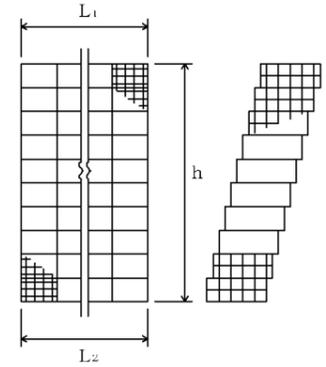
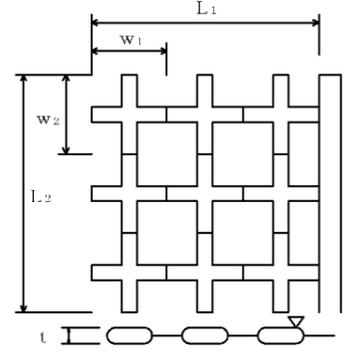
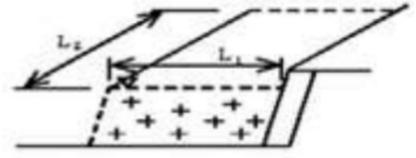
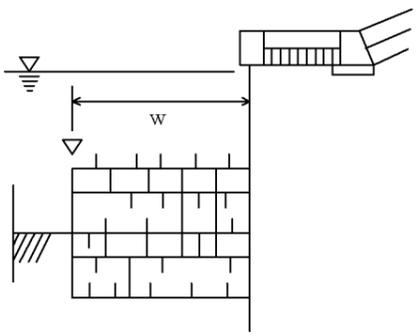
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	1		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>各層塗装終了後に測定する。</p> <p>1 ロットの大きさは、500 m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1 ロットあたりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1 ロットの面積が200 m<sup>2</sup>に満たない場合は、10 m<sup>2</sup>毎に1点とする。</p>		

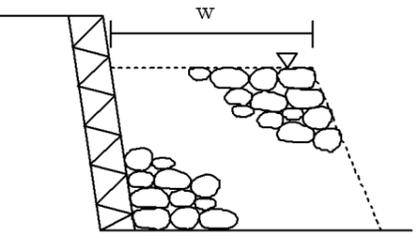
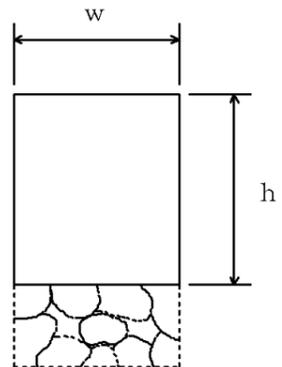
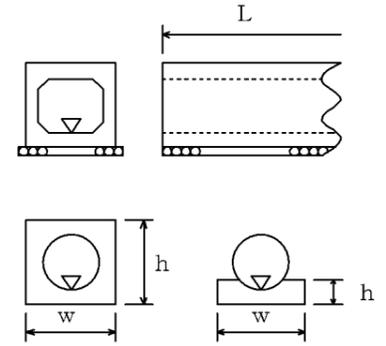
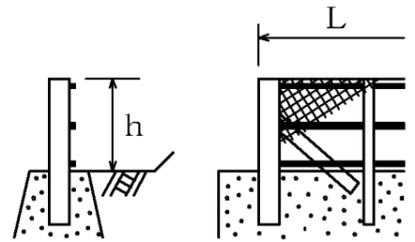
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	h < 3 m				-50
							h ≧ 3 m				-100
延長 L	-200	1 施工箇所毎測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

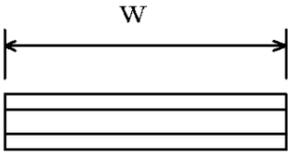
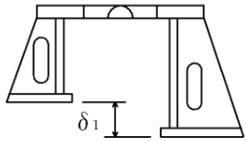
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。  1 施工箇所毎測定する。			
						法長 $l$	$l < 3\text{ m}$				-50
							$l \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ $t_1 t_2 t_3$					-50
						延長 $L_1 L_2$					-200
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ $l$	設計値以上	全数測定する。			
						配置誤差 $d$	100				
						穿孔方向 $\theta$	±2.5 度				
		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$									
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 (プレキャストU形側溝) (L形側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 $L$	-200				1ヶ所 / 1 施工箇所測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理方法を行う場合は、延長の変化点で測定

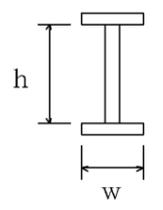
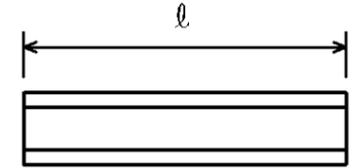
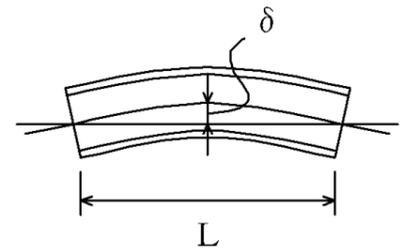
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所測定する。 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 1 施工箇所毎測定する。		
						厚さ t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水柵工	基準高▽	±30	1ヶ所毎測定する。 ※現場打部分がある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>2</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理方法を行う場合は、延長の変化点で測定		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2..... h ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						外周長 L	± (10 + L / 10)			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	11		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所測定する。		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
						段数	±0段			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	1		多自然川づくり関連工 (巨石張り、巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						法長 l	-200			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	2		多自然川づくり関連工 (かごマット工)	法長 l	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						厚さ t	-0.2 t			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	3		羽口工 (じゃかご)	法長 l	$l < 3 \text{ m}$ -50 $l \geq 3 \text{ m}$ -100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						厚さ t	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要						
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	4		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。								
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200									
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。							
							厚さ t	-20								
							幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-20								
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200								
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。							
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	- t / 2				1 施工箇所毎測定する。				
															t は、根固めブロックの高さ	
						3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	6		沈床工	基準高▽	±150	1 組毎測定する。		
幅 w	±300															
延長 L	-200															

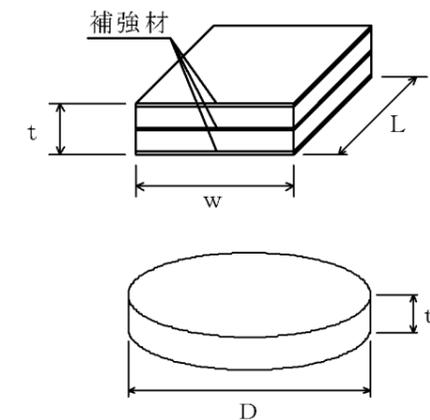
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	7		捨石工	基準高▽	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	8		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ※現場打部分のある場合		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	2		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所		
						延長 L	-200			

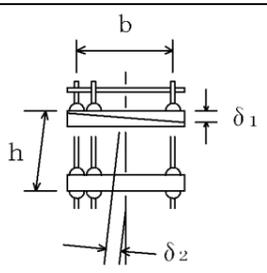
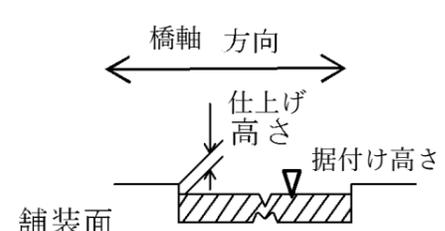
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3	4	3	3		検査路製作工	部材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3	4	3	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 $w$ (m) $0 \sim +30$	製品全数を測定する。		
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm) $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定する。		
							フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm) $\pm 2$			(実測値) $\delta_2$
3	4	3	5		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3	4	3	6		鋼製排水管製作工	部材	部材長 $\ell$ (m) $\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	7		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m)	± 2 . . . . . w ≤ 0.5 ± 3 . . . . . 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 . . . . .	各支点及び各支間中央付近を測定する。	 I型鋼桁
							腹板高 h (m)	± ( 3 + w / 2 ) . . . . . 2.0 < w		
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200		
						部材長 ℓ (m)	± 3 . . . . . ℓ ≤ 10 ± 4 . . . . . ℓ > 10	原則として仮組立しない部材について主要材全数で測定する。		
					仮組立時	主桁のそり δ	-5 ~ +5 . . . . . L ≤ 20 -5 ~ +10 . . . . . 20 < L ≤ 40	各主桁について 10~12m間隔を測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	8		橋梁用防護柵製作工	部材長 ℓ (m)	± 3 . . . . . ℓ ≤ 10 ± 4 . . . . . ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)	上・下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定する。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する ※5) 組立て後の測定する  詳細は、道路橋支承便覧参照				
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					
								≦1000 mm				1 以下	
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ					
								>1000 mm				1.5 以下	
							アンカーボルト アンカー用孔(鑄放し)	ドリル加工孔				≦100 mm	+3 -1
												>100 mm	+4 -2
								孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13	
						センターボス	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -0					
						ボス※5	ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -1					

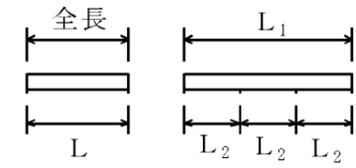
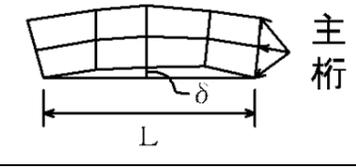
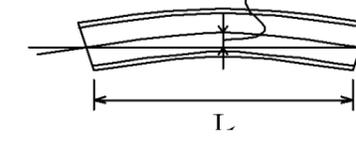
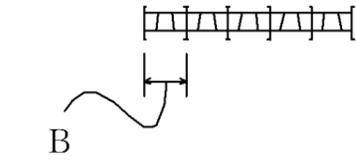
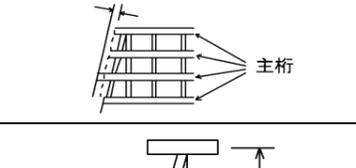
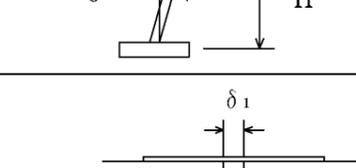
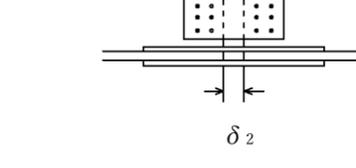
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定する。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する ※5) 組立て後の測定する 詳細は、道路橋支承便覧参照				
						全移量 量 $l$ ※4	$l \leq 300$ mm				$\pm 2$	
							$l > 300$ mm				$\pm l / 100$	
						組立 高さ H	上、下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							ト コ ン ク リ ー				$H \leq 300$ mm	$\pm 3$
						$H > 300$ mm					(H/200+3) 小数点以下切り捨て	
						普通 寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3				JIS B 0403-1995 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2				JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B 級	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 $w$ 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定する。 平面度：1個のゴム支承の厚さ ( $t$ ) の最大相対誤差 詳細は、道路橋支承便覧参照			
							$500 < w, L, D \leq 1500$ mm	$0 \sim +1\%$				
							$1500 \text{ mm} < w, L, D$	$0 \sim +15$				
						厚さ $t$	$t \leq 20$ mm					$\pm 0.5$
							$20 \text{ mm} < t \leq 160$ mm					$\pm 2.5\%$
							$160 \text{ mm} < t$					$\pm 4$
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000$ mm					1
							$1000 \text{ mm} < w, L, D$					$(w, L, D) / 1000$



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	b/500	軸心上全数測定する。		
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	h/500				
						高さ h (mm)	±5				
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	11		仮設材製作工	部材	部材長 $l$ (m)	±3..... $l \leq 10$ ±4..... $l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	12		床版・横組工	基準高▽	±20	基準高は、1径間あたり2ヶ所(支点付近)で、1箇所あたり両端と中央部の3点を測定する。 幅は、1径間あたり3ヶ所を測定する。 厚さは、型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定する。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)			
						幅 w	0~+30				
						厚さ t	-10~+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20				
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間あたり3断面(両端及び中央)測定する。 1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。 1径間あたり3ヶ所(両端及び中央)測定する。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定する。									
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部(橋軸方向)の3点を測定する。 表面の凹凸は長手方向(橋軸方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 据付け高さ：設計値との差 仕上げ高さ：舗装の計画との差 *後打ちコンがある場合、コンクリート天端との差			
						表面の凹凸	3				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	± 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点を測定する。  表面の凹凸は長手方向(橋軸方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下。  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点を測定する。		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w <sub>1</sub>	± 2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 w <sub>2</sub>	± 5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	13	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央付近の3点を測定する。  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	14		地覆工	地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10~+20	1径間あたり両端と中央部の3ヶ所測定する。			
						地覆の高さ h	-10~+20				
						有効幅員 w <sub>2</sub>	0~+30				
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w <sub>1</sub>	-5~+10	1径間あたり両端と中央部の3ヶ所測定する。			
						地覆の幅 w <sub>2</sub>	-10~+20				
						高さ h <sub>1</sub>	-20~+30				
						高さ h <sub>2</sub>	-10~+20				
						有効幅員 w <sub>3</sub>	0~+30				

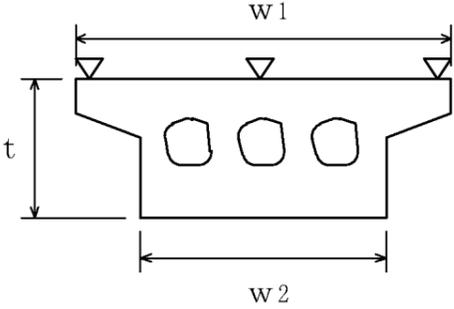
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	16		検査路工	幅	± 3	1ブロックを抽出して測定する。					
						高さ	± 4						
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定する。 B:支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300 mm以下の場合は、水平面の高低差を 1 mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La,Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。					
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上						
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± 5	鋼橋	± (4 + 0.5 × (B - 2) )
							水平度					橋軸方向	橋軸直角方向
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差					5		
						可動支承の機能確認 注3)					温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上		
						3 工事共通編	4 共通施工				3 道路関係	17	2
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 以上												
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	± 5	鋼橋	± (4 + 0.5 × (B - 2) )									
	水平度		橋軸方向	橋軸直角方向	1/300								
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5											
可動支承の機能確認 注3)		温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設）  （ケーブルクレーン架設）  （ケーブルエレクション架設）  （架設桁架設）  （送出し架設）  （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (20+L /5) ± (20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定する。  L:主桁・主構の支間長 (m)		
						通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L:主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	± (25+L/2)	主桁・主構を全数測定する。  L:主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	± 4 . . . . . B ≤ 2 ± (3 + B/2) . . . . . B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定する。		
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定する。		
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	3 + h/1000	各主桁の両端部を測定する。 h:主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部の すき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定する。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が 5 mm未満の場合は、隙間の許容範囲の下限値を 0 mmとする。（例：設計値が 3 mmの場合、隙間の許容範囲は 0 mm～ 8 mm）		
								※ 仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。

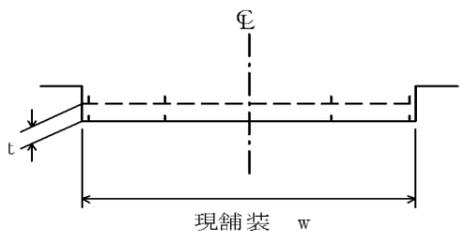
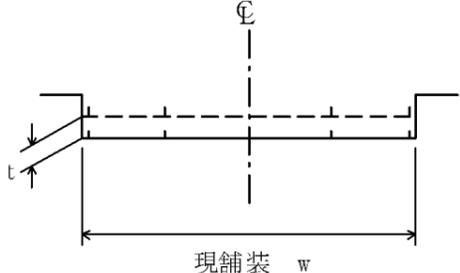
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

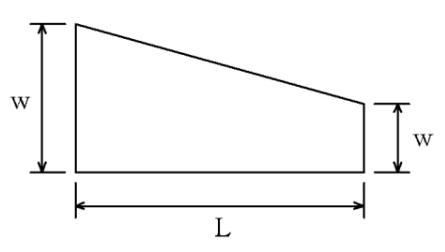
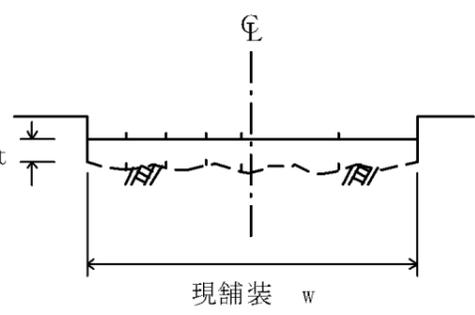
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲り $\delta_2$	$\pm 10$			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots \dots$ $L > 10m$	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋桁のそり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲り $\delta_2$	$\pm 10$			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	20		ポステンション桁製作工	幅 (上) $w_1$	$\pm 10$ $-5$	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 $l$ : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$			
						高さ $h$	$+10$ $-5$			
						桁長 $l$ 支間長	$l < 15 \dots \dots$ $\pm 10$ $l \geq 15 \dots \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ $-30$ 以内			
						横方向最大タワミ	$0.8l$			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	21		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁長 $l$	—	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定する。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	22		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 $l$ 支間長	$l < 15 \dots \dots \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \dots \dots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $l$ ：支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	$0.8l$			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	23		PC ホロースラブ製作工	基準高▽	$\pm 20$	桁全数について測定する。 基準高は、1径間あたり2ヶ所（支点付近）で1箇所あたり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間あたり両端と中央部の3ヶ所を測定する。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 4.3.12 床版・横組工に準じる。 $l$ ：支間長 (m)		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品はすべての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>
						幅 $w_1 w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁長 $l$	$l < 15 \dots \dots \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \dots \dots \pm (l - 5)$ かつ -30 以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	24		PC 箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定する。 基準高は、1径間あたり2ヶ所 (支点付近)で1箇所あたり両 端と中央部の3点、幅及び高さ は1径間あたり両端と中央部の 3ヶ所を測定する。 ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編 4.3.12 床版・横組 工に準じる。 ℓ：支間長 (m)		注) 新設のコン クリート構造 物(橋梁上・下 部工及び重要 構造物である 内空断面積 25 ㎡以上のボッ クスカルバー ト(工場製作の プレキャスト 製品はすべて の工種におい て対象外))の 鉄筋の配筋状 況及びかぶり については、 「非破壊試験 によるコンク リート構造物 中の配筋状態 及びかぶり測 定要領」も併 せて適用する。
						幅(上) w <sub>1</sub>	-5~+30			
						幅(下) w <sub>2</sub>	-5~+30			
						内空幅 w <sub>3</sub>	±5			
						高さ h <sub>1</sub>	+10 -5			
						内空高さ h <sub>2</sub>	+10 -5			
						桁長 ℓ	ℓ < 15 . . . . . ±10 ℓ ≧ 15 . . . . . ±(ℓ-5) かつ -30 以内			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	25		PC 押し箱桁製作工	幅(上) w <sub>1</sub>	-5~+30	桁全数について測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編 4.3.12 床版・横組 工に準じる。 ℓ：桁長 (m)		注) 新設のコン クリート構造 物(橋梁上・下 部工及び重要 構造物である 内空断面積 25 ㎡以上のボッ クスカルバー ト(工場製作の プレキャスト 製品はすべて の工種におい て対象外))の 鉄筋の配筋状 況及びかぶり については、 「非破壊試験 によるコンク リート構造物 中の配筋状態 及びかぶり測 定要領」も併 せて適用する。
幅(下) w <sub>2</sub>	-5~+30									
内空幅 w <sub>3</sub>	±5									
高さ h <sub>1</sub>	+10 -5									
内空高さ h <sub>2</sub>	+10 -5									
桁長 ℓ	ℓ < 15 . . . . . ±10 ℓ ≧ 15 . . . . . ±(ℓ-5) かつ -30 以内									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	26		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し出し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定する。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定する。		
						そり	—	主桁を全数測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	27	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは、40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は、自動横断測定法によることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-25	-			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	27	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) 面管理として緩和	-2 (2)	1.「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2.計測は、切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3.厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4.幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			

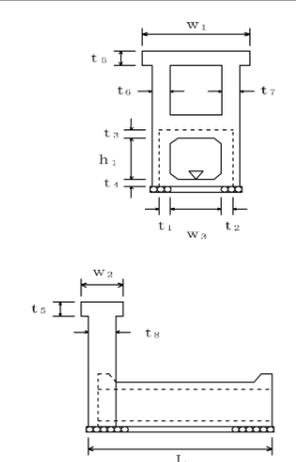
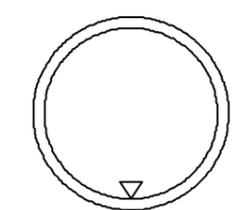
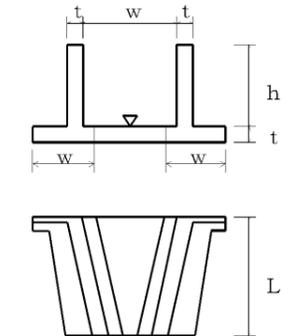
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10)			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	28		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所を測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	29		オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは、40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m 毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3mプロファイルメーター (σ) 2.4 mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75 mm以下				

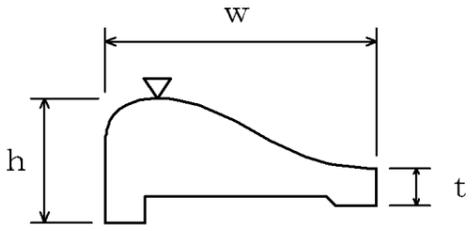
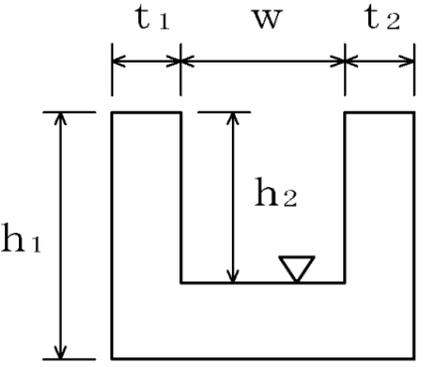
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	30		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ t	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						標高較差	-3			
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ) 2.4 mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75 mm以下			
3 工事共通編	4 共通施工	3 道路関係	31		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定する。		
						アンカーボルト定着長	-20 以内かつ -1D 以内	全数測定する。 D：アンカーボルト径 (mm)		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎に測定する。		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所を測定する。  接続部（地上機器部）間毎で全数を測定する。		
						延長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎に測定する。  ※現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
4 河川編	2 浚渫(川)	3 浚渫工	2		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎に測定する。 横断方向は、5m毎に測定する。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	-1000~+200			
								1000ps	-1200~+200			
							ディーゼル船	250ps	-800~+200			
								420ps 600ps	-1000~+200			
								1350ps	-1200~+200			
							幅		-200			
							延長		-200			
							4 河川編	2 浚渫(川)	4・5 浚渫工			
幅		-200										
延長		-200										

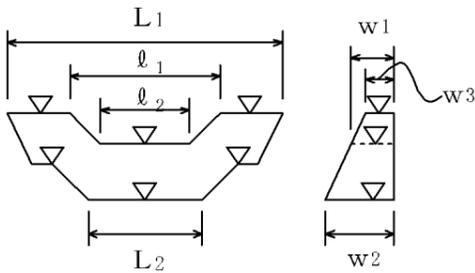
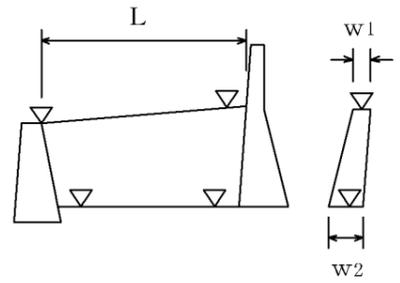
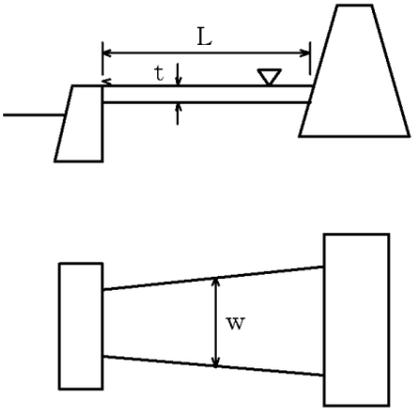
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							平均値	個々の計測値			
4 河川編	2 浚渫(川)	4・5 浚渫工	2		浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船)  (面管理の場合)				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100 mmが含まれている。 3. 計測は、平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	±0 以下	+400 以下			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						幅 $w_1, w_2$	-30	門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						内空幅 $w_3$	-30	プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、「基準高」と「延長」を測定する。		
						内空高 $h_1$	±30			
						延長 L	-200			
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。		
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体内工	7		翼壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						8	水叩工			
			幅 w	-30						
			高さ h	±30						
			延長 L	-50						
4 河川編	4 水門	4 水門 本体内工	7		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定する。		
			8			厚さ t	-20			
			9			幅 w	-30			
			10			高さ h	±30			
			11			延長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
4 河川編	5 堰	4 可動堰本 体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						延長 L	-50				
4 河川編	5 堰	5 固定堰本 体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定する。			
						厚さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h	±30				
						堰長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100
4 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所を測定する。			
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30				
						延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h <sub>1</sub>	-50			
						胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
						天端長 ℓ <sub>1</sub>	-50			
						敷長 ℓ <sub>2</sub>	-50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び 中心線の変化	±50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

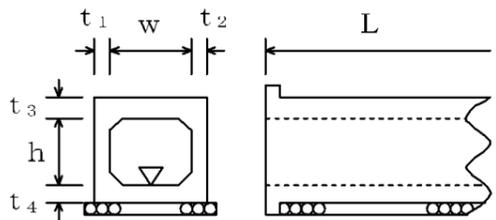
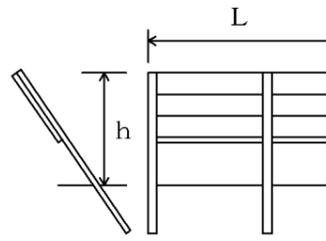
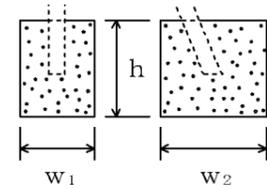
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
4 河川編	6 排水機場	4 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
4 河川編	7 床止め・床固め工	3 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						天端幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>3</sub>	-30			
						堤幅 w <sub>2</sub>	-30			
						堰長 L <sub>1</sub> 、L <sub>2</sub>	-100			
						水通し幅 ℓ <sub>1</sub> 、ℓ <sub>2</sub>	±50			
4 河川編	7 床止め・床固め工	3 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
4 河川編	7 床止め・床固め工	4 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定する。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定する。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定する。		
						天端幅 w <sub>1</sub>	-30			
						堤幅 w <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-100			
4 河川編	8 河川維持	4 除草工	2		堤防除草工			写真管理のみとする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部	$\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						材	$\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$			
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	$\pm 30$	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						天端幅 $w_1$ 、 $w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						水通し幅 $l_1$ 、 $l_2$	$\pm 50$			
						堤長 $L_1$ 、 $L_2$	-100			
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	7		コンクリート側壁工	基準高▽	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所で測定する。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定する。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定する。		
						幅 $w_1$ 、 $w_2$	-30			
						延長 L	-100			
5 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	9		水叩工	基準高▽	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定する。 厚さは目地及びその中間点で測定する。		
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さ $l_1$ $l_2$	±100				
						幅 $w_1$ , $w_3$	±50				
						下流側倒れ△	±0.02H <sub>1</sub>				
						袖 部	袖高▽	±50			
						幅 $w_2$	±50				
						下流側倒れ△	±0.02H <sub>2</sub>				
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤高 L	±50	図面の表示箇所で測定する。			
						堤長 $l$	±10				
						堤幅 W	±30				
						堤高 w	±10				
						高さ H	±10				
						高さ h	±10				

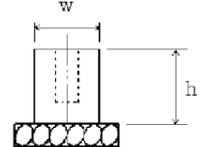
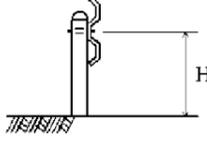
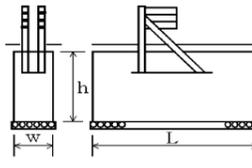
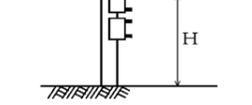
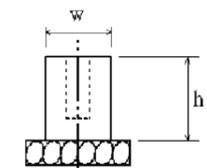
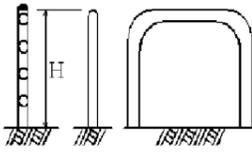
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長さL	±100			
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H			
						高さ h	h < 3m			
	h ≥ 3m	-100								
5 砂防編	2 流路	4 床固め工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所で測定する。		
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20			
						延長 L	-200			
5 砂防編	3 斜面对策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所で測定する。 (なお、プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
						厚さ t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			
						深さ h <sub>3</sub>	-30			
						延長 L	-200			
5 砂防編	3 斜面对策	6 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数を測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						穿孔方向 θ	±2.5 度			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
5 砂防編	3 斜面对策	6 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定する。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
5 砂防編	3 斜面对策	8 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定する。		
						偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定する。			
6 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高▽	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定する。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) $w$	-30				
						高さ $h$	$\pm 30$				
						延長 L	$L < 20m$				-50
							$L \geq 20m$				-100
						テストハンマーによる強度推定調査					
ひび割れ発生状況調査											
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎に測定する。			
						延長 L	-200				
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪棚工	高さ $h$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所を測定する。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ $h$	-30			

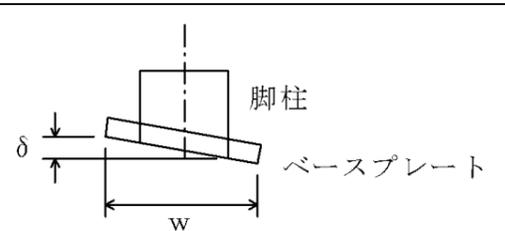
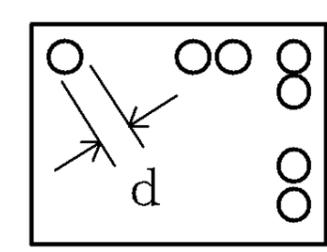
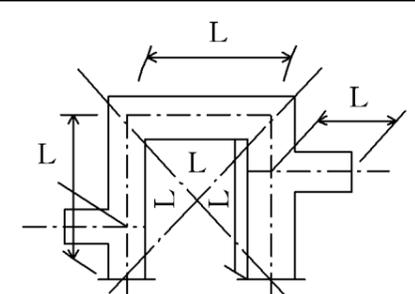
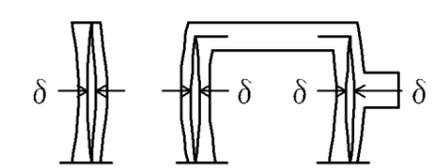
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所で測定する。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。
						基礎	幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎に測定する。
							高さ h	-30			
						アンカー -長 ℓ	打込み ℓ	-10%			全数を測定する。
							埋込み ℓ	-5%			
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所で測定する。。			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。			
6 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支 柱	間隔 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所で測定する。		
							ずれ a	10			
							ねじれ b - c	5			
							倒れ d	h × 0.5%			
						高さ h	+30、-20	1 施工箇所毎に測定する。			
						延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下				
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	片側延長 40m 毎に 1ヶ所測定し、さらに片側延長 200m 毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。  工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。  ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚さ	t < 15 cm	-30	-10			
							t ≥ 15 cm	-45	-15			
幅	-100		—									
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定し、さらに 500 m <sup>2</sup> 以上で 1000 m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取して測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 (面管理は除く)		
						幅	-25					—
6 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30		施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所測定する。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。		
						延長 L	-200					1ヶ所/1施工箇所測定する。  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

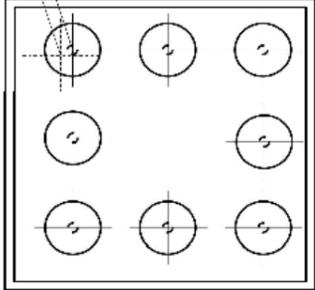
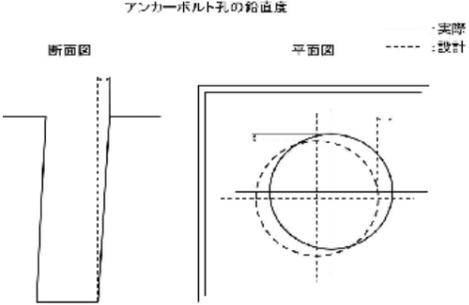
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版で測定する。			
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版で測定する。			
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版で測定する。			
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数を測定する。			
						厚さ	—				
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数を測定する。			
アンカー長	±20	全数を測定する。									
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	3	1	防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長 40mで測定する。 40m 以下のものについては、2ヶ所/1施工箇所を測定する。	 	
							高さ h	-30			
						ビーム取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所を測定する。		
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	3	2	防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1施工箇所毎で測定する。	 	※ワイヤロープ式防護柵にも適用する。
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1施工箇所毎で測定する。		
6 道路編	3 道路附属物	3 防護柵工	4		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10基につき 1基、10基以下のものについては、2基測定する。 測定箇所は、1基につき 1ヶ所測定する。	 	
							高さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所を測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	3 道路附属物	4 標識工	3		小型標識工	設地高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入長	設計値以上			
6 道路編	3 道路附属物	4 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	基準高▽	±30	基礎 1 基毎に測定する。			
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	-30				
6 道路編	3 道路附属物	4 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
6 道路編	3 道路附属物	4 標識工	5・6		視線誘導標	高さ h	±30	1ヶ所/10本で測定する。 10本以下の場合、2ヶ所測定する			
					距離標の設置						
6 道路編	3 道路附属物	5 区画線工	2		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定する。			
						幅 w	設計値以上				

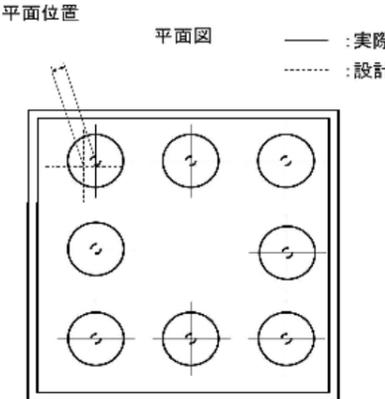
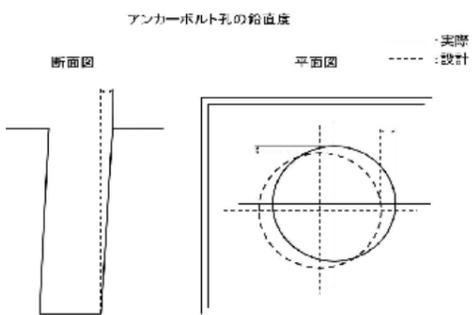
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	3 道路付属物	8 道路照明施設工	2		道路照明施設工 (道路照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所 で測定する。		
					(照明灯柱)	高さ h	-30			
						設置高	設計値以上			
6 道路編	3 道路付属物	9 道路付属施設工	3	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所測定する。		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数測定する。		
6 道路編	3 道路付属物	9 道路付属物工	3	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎に測定する。 ※ 現場打ちのある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			

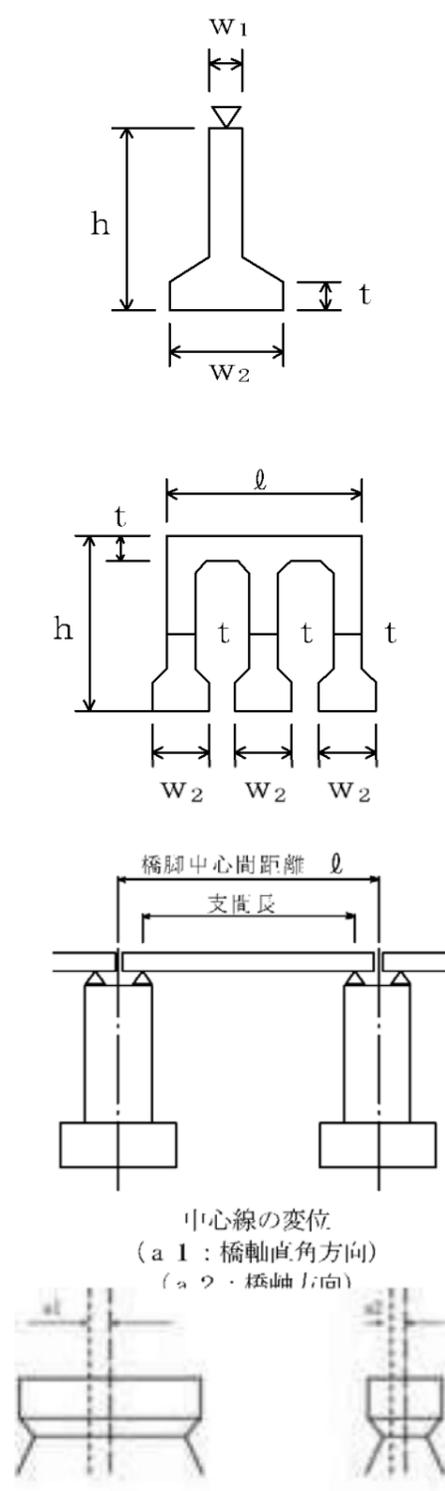
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要						
6 道路編	4 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレートの鉛直度	W/500	各脚柱、ベースプレートを測定する。							
							材					ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定する。	
													孔の径 d	0~5	全数を測定する。	
						仮 組 立	柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5 . . . . . L ≤ 10m	±5 . . . . . L ≤ 10m ±10 . . . . . 10 < L ≤ 20m ± (10 + (L - 20) / 10) . . . . . 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定する。						
								はりのキャンバー及び柱の曲り					L/1000	各主構の各格点を測定する。		
								柱の鉛直度								10 . . . . . H ≤ 10
								H/1000 . . . . . H > 10								

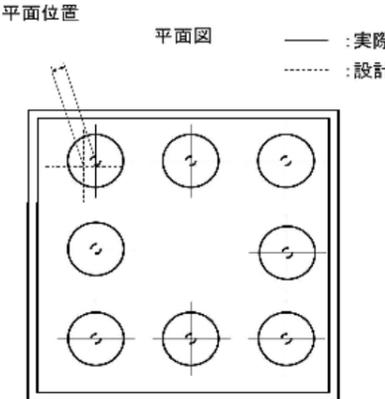
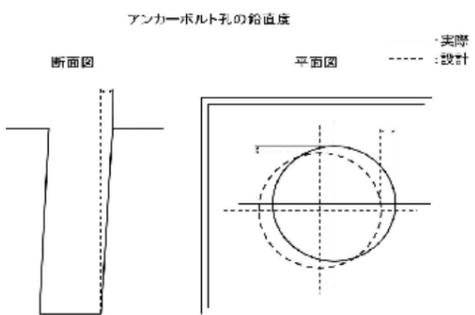
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央および両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。  箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。  なお、従来管理のほか「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度は除く)  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h <sub>1</sub>	-50			
						胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30			
						天端長 l <sub>1</sub>	-50			
						敷長 l <sub>2</sub>	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	4 橋台工	8		橋台躯体工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は、沓座の中心ではなくアンカーボルトの箱抜きの中心で測定する。  アンカーボルト孔の鉛直度は、箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測する。	<p>平面位置</p> <p>平面図</p> <p>—— : 実際 ----- : 設計</p>  <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p> <p>断面図</p> <p>平面図</p> <p>—— : 実際 ----- : 設計</p> 	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

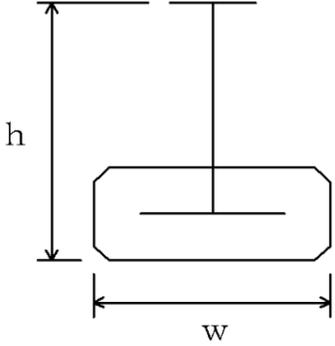
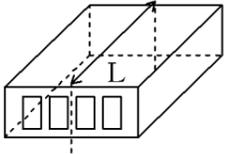
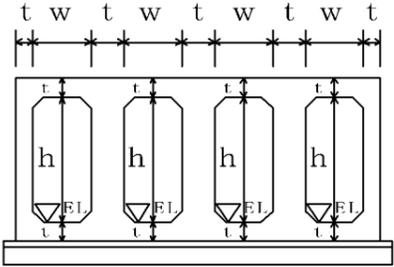
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。  箱抜き形状の詳細については、 「道路橋支承便覧」による。  なお、従来管理のほか「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛 直度は除く)  ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合 は、同要領に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することが できる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-20			
						敷幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l <sub>1</sub>	-50			
						敷長 l <sub>2</sub>	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

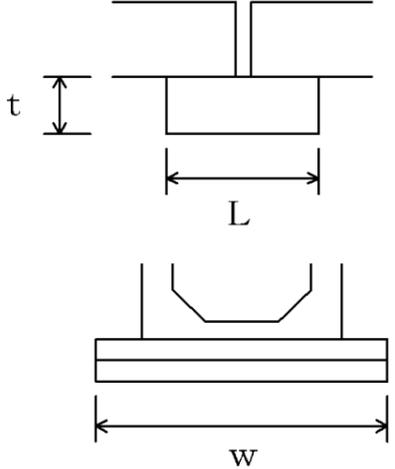
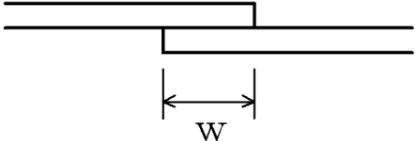
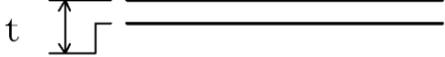
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は、 沓 座 の 中 心 で は な く ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定 す る。  ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は、 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測 す る。	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

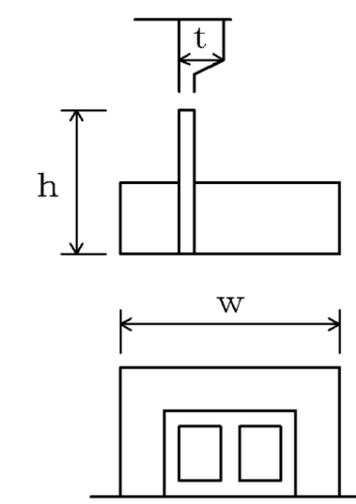
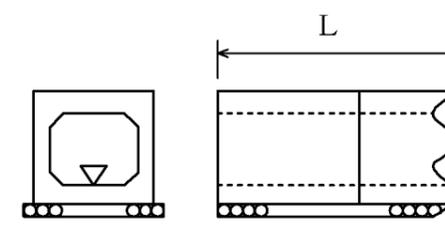
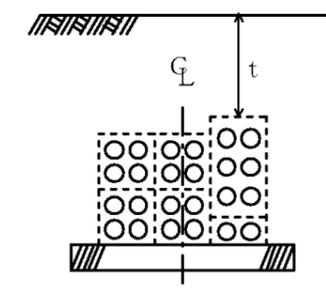
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。  箱抜き形状の詳細については、 「道路橋支承便覧」による。  なお、従来管理のほか「3次元計 測技術を用いた出来形管理要領 (案)」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることが できる。(アンカーボルト孔の鉛 直度は除く)  ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」に基づ き出来形管理を実施する場合 は、同要領に規定する計測精度・ 計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施することが できる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w <sub>1</sub>	-20			
						敷幅 w <sub>2</sub>	-20			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

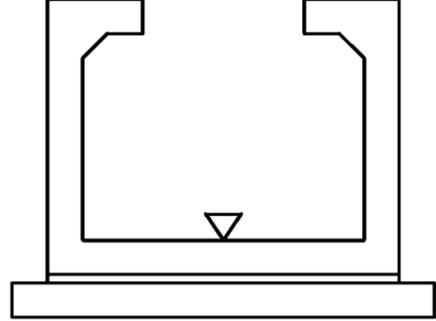
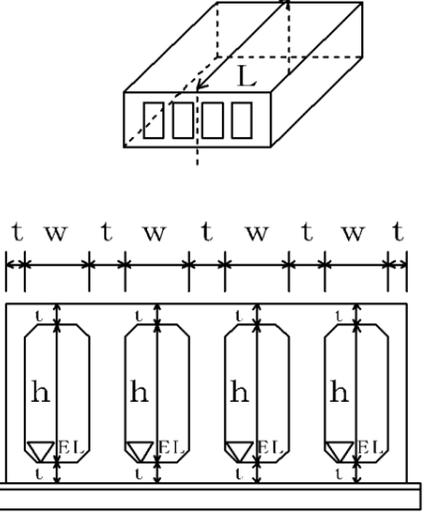
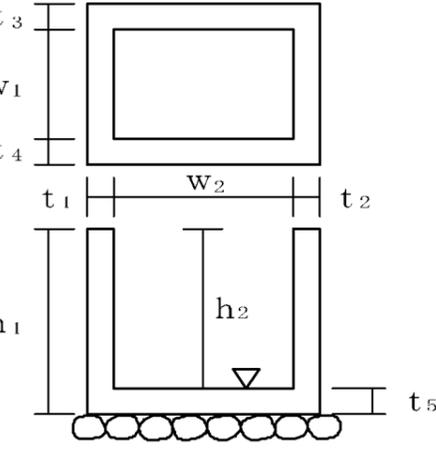
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	5 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は、 沓 座 の 中 心 で は な く ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定 す る。  ア ン カ ー ボ ルト 孔 の 鉛 直 度 は、 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測 す る。	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

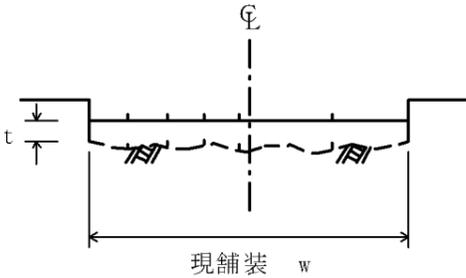
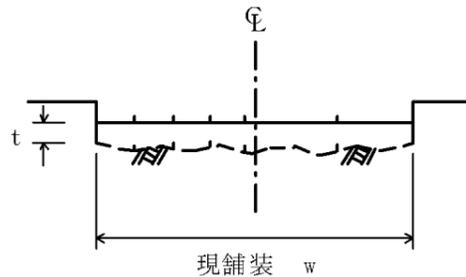
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h	-50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇所 で測定する。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

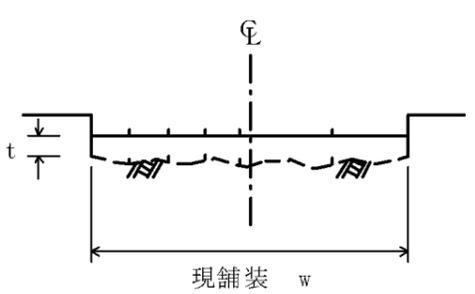
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	4 橋梁下部	6 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1、\delta_2$	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定する。 ※耐候性鋼材（裸使用）の場合			
6 道路編	5 橋梁上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 $l$ (m)	±3..... $l \leq 10$ ±4..... $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定する。			
6 道路編	6 コンクリート橋上部	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 $w$	±5	桁全数について測定する。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定する。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $l$ : スパン長			
						高さ $h$	+10 -5				
						桁長 $l$ (m) (スパン長)	$l < 15$ ..... $l \geq 15$ ..... ±10 ±( $l - 5$ ) かつ -30以内				
						横方向最大タワミ	$0.8l$				
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定する。			
						厚さ $t$	-20				
						内空幅 $w$	-30				
						内空高 $h$	±30				
						ブロック長 $L$	-50				
						内空断面積が 25 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート	テストハンマーによる強度推定調査				
							ひび割れ発生状況調査				
											

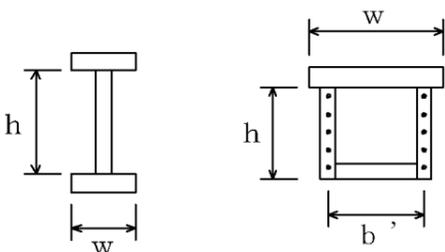
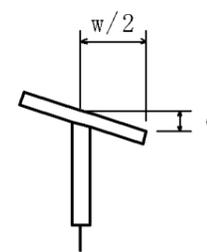
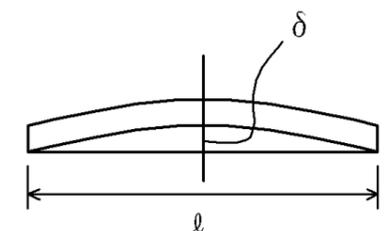
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定する。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定する。		
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定する。		

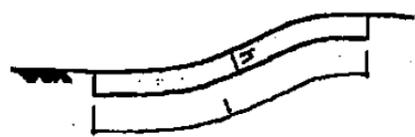
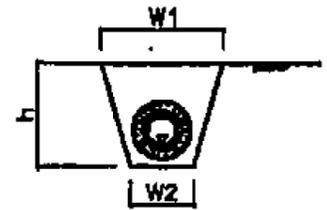
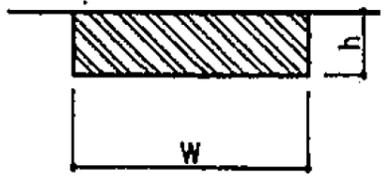
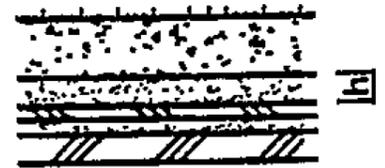
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定する。			
						幅 w	±50				
						厚さ t	-20				
6 道路編	11 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 ただし、基準高の適用は据付後段階確認時のみ適用する。			
						延長 L	-200				延長：1 施工箇所毎に測定する。
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0~+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所測定する。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所測定する。		
6 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定する。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			
					内空断面積が 25 m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート	テストハンマーによる強度推定調査				
	ひび割れ発生状況調査									
6 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎測定する。 ※現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~ t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> 、w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは、40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は、車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	3m プロフィールメーター (σ) 2.4 mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75 mm以下				
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は、40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」算出する。 5. 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路で、施工区間延長が 100m以上ある場合において、車線毎に全延長を行う。 (1) 片側 1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2) 舗設幅 7m以上の道路 (3) 監督員が特に必要と認めた道路
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m プロフィールメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下			

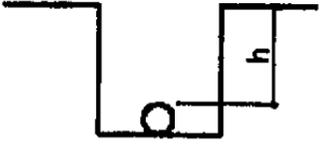
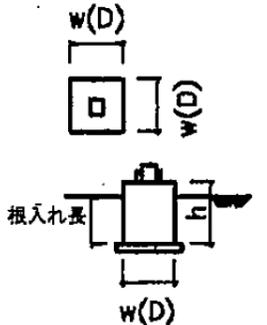
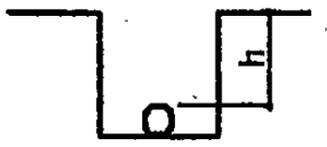
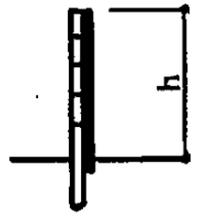
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
6 道路編	13 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	厚さは、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定する。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定する。 各車線 200m毎に 1か所を掘り起こして厚さを測定する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $w \leq 0.5$	主桁・主構	トラス・アーチ等	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	
						腹板高 h (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$				
						腹板間隔 b' (m)	$\pm 4 \dots \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定する。		
							$\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$				
			フランジ直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定する。					
			圧縮材の曲り $\delta$ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定する。 $\ell$ ：部材長 (mm)					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1 基盤整備工	3 敷地造成工	2		表土保全工	法長 $l$	$l < 5\text{ m}$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 または、面積 200 m <sup>2</sup> に 1ヶ所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下は 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
							$l \geq 5\text{ m}$	法長の - 4 %			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	3		透水層工	幅 $W_1$ 、 $W_2$		-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						高さ $h$		-30			
						延長 $L$		-200			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	4		土層改良工	幅 $W$		-100	耕耘タイプ毎につき 1ヶ所測定する。 または、面積 200 m <sup>2</sup> に 1ヶ所、面積 200 m <sup>2</sup> 以下は 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						深さ $h$		-50			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	5 植栽基盤工	7		人工地盤工	延長 $L$		-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
						深さ $h$		-30			

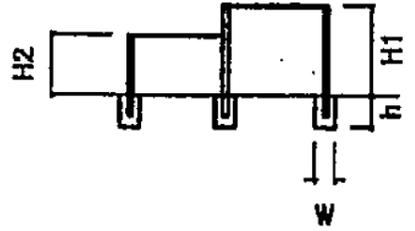
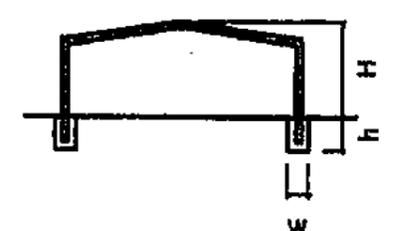
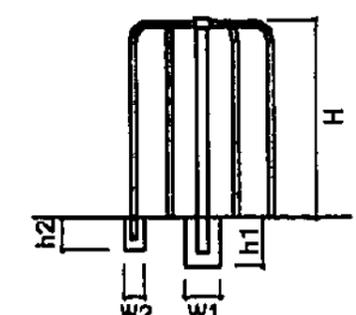
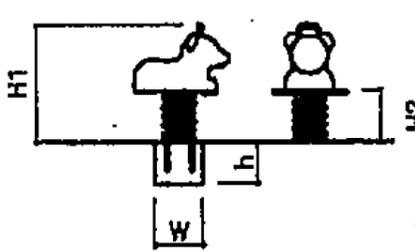
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
7 公園緑地編	1 基盤整備工	6 法面工	5		法面ネット工	法長 $l$	$l < 10$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。		
							$l \geq 10$	-200			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎に測定する。			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	10 公園施設等撤去・移設工	3	1	移設工 (遊具移設)	設置高 $H_1$ 、 $H_2$		$\pm 30$	1ヶ所/1基測定する。		
						基礎	幅 $w$ (D)	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	1 基盤整備工	10 公園施設等撤去・移設工	3	2	移設工 (小工作物移設)	設置高 $H$		設計値以上	1ヶ所/1基測定する。		
						基礎	幅 $w$ (D)	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

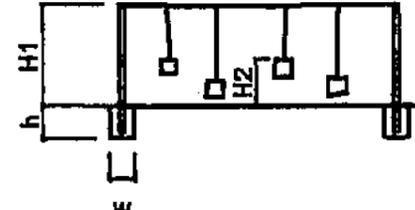
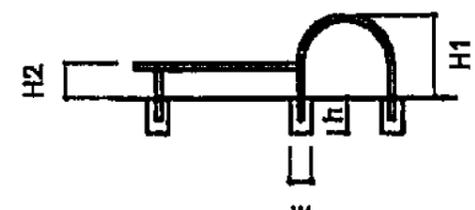
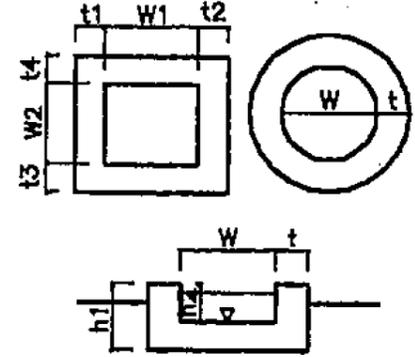
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	3 4 5 6		高木植栽工 中低木植栽工 特殊樹木植栽工 地被類等の植栽工	株立数 樹高、幹周、枝(葉)張	設計値以上	(植種) 高木 10本毎に測定する。 中木 10本毎に測定する。 低木 40本毎に測定する。 生垣は40本毎に測定する。			
						植穴	設計値以上	(植種) 高木 10本毎に測定する。 中木 10本毎に測定する。 低木 40本毎に測定する。 生垣等の布堀は40本毎に測定する。			
						鉢径・鉢高	—	(多植掘取) 高木 10本毎に測定する。 中木 10本毎に測定する。 低木 40本毎に測定する。			
						植付間隔	設計値以下	(地被・草花植付) 100㎡毎に測定する。			
						客土厚	設計値以上				
						目地幅	設計値以下	(張芝) 200㎡毎に測定する。 (筋芝) 40m毎に測定する。			
						しとね土	—				
						7 公園緑地編	2 植栽工	5 植栽基盤工			10
延長 ℓ	-200	1施工箇所毎に測定する。									
7 公園緑地編	2 植栽工	5 植栽基盤工	11.		樹名板設置工 (埋込型)	設置高 H	設計値以上	1施工箇所毎に測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎5基毎に測定する。
							高さ h	-30			

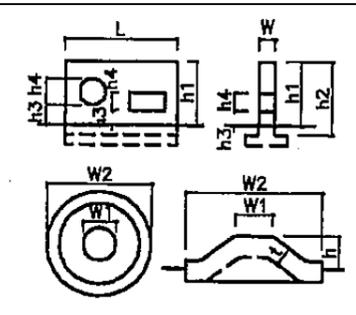
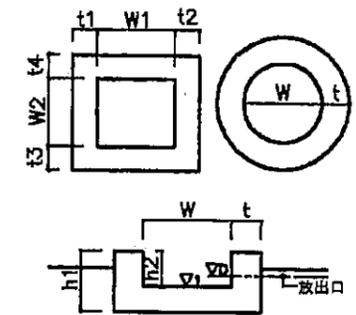
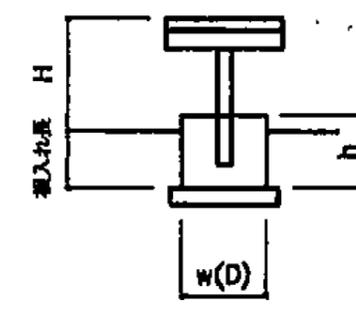
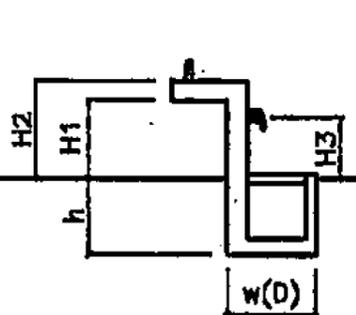
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	3 給水設備工	6		散水施設工 (散水栓高調整)	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所毎に測定する。			
7 公園緑地編	3 施設整備	3 給水設備工	10		給水管路工 (埋設シート)	深さ h	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				
7 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	4		放送設備工 (スピーカー柱基礎)	基礎	幅 w (D)	-30	基礎 1 基毎に測定する。		
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	6 電気設備工	8		電線管路工 (ケーブル) (埋設シート)	深さ h	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎に測定する。
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	5		袖垣・垣根工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。			
						延長 L	-200				

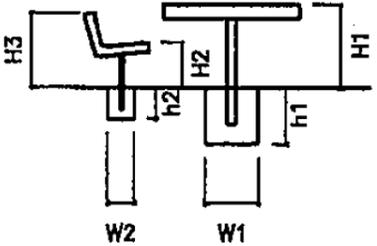
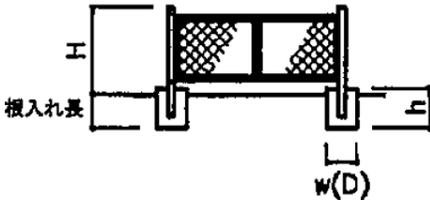
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	7		トレリス工	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長 L	-200	1ヶ所/1基で測定する。			
7 公園緑地編	3 施設整備	8 修景施設整備工	8		モニュメント工	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長 L	-200	1ヶ所/1基で測定する。			

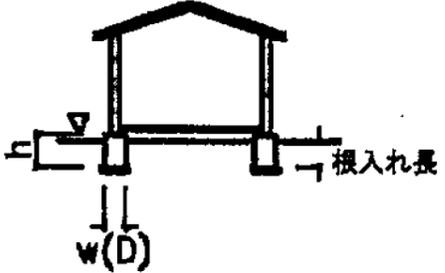
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	1	遊具組立設置工 (ブランコ)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $w$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	2	遊具組立設置工 (ジャングルジム)	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $w$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	3	遊具組立設置工 (すべり台)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1$ 、 $W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h_1$ 、 $h_2$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	4	遊具組立設置工 (シーソー)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1$ 、 $W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

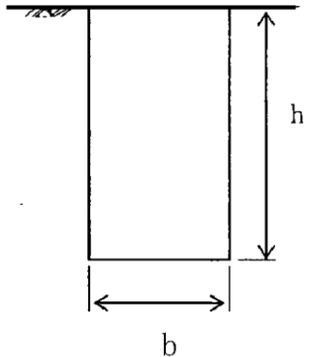
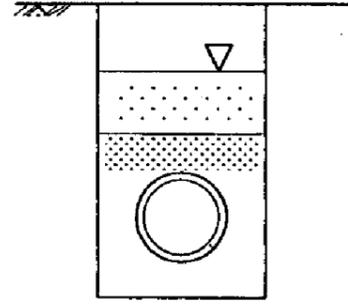
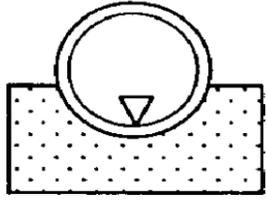
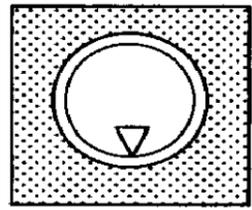
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	5	遊具組立設置工 (鉄棒)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	6	遊具組立設置工 (ラダー)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	7	遊具組立設置工 (はん登棒)	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1$ 、 $W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h_1$ 、 $h_2$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	8	遊具組立設置工 (スプリング遊具)	設置高さ $H_1$ 、 $H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

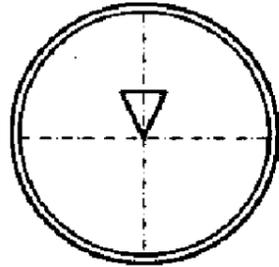
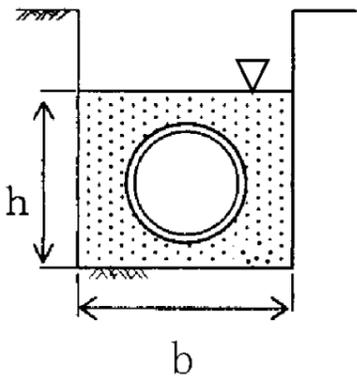
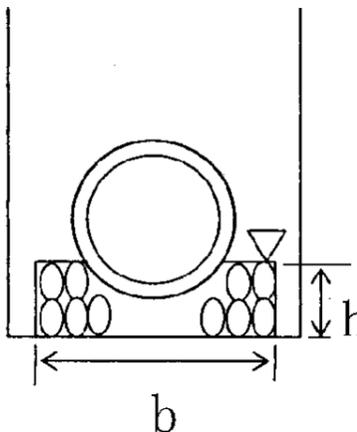
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	9	遊具組立設置工 (複合遊具)	設置高さ $H_1、\sim H_n$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。				
						基礎	幅 W	-30			基礎1基毎に測定する。	
							高さ h	-30				
							根入れ長	設計値以上				
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	10	遊具組立設置工 (アスレチック遊具)	設置高さ $H_1、H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。				
						基礎	幅 W	-30			基礎1基毎に測定する。	
							高さ h	-30				
							根入れ長	設計値以上				
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	11	遊具組立設置工 (健康遊具施設)	設置高さ $H_1、H_2$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。				
						基礎	幅 W	-30			基礎1基毎に測定する。	
							高さ h	-30				※監督員との協議による。
							根入れ長	設計値以上				
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	1	現場打遊具工 (砂場)	基準高▽	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。				
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				※標準図を持っている、または単一断面の場合に適用する。	
						幅 $W_1、W_2$	-30					
						高さ $h_1、h_2$	-30					

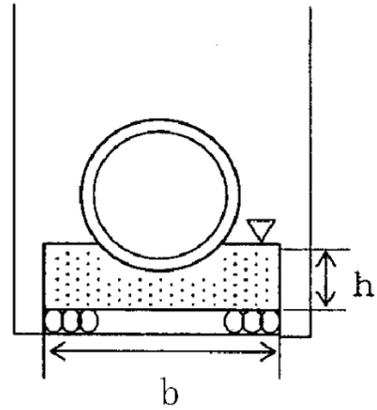
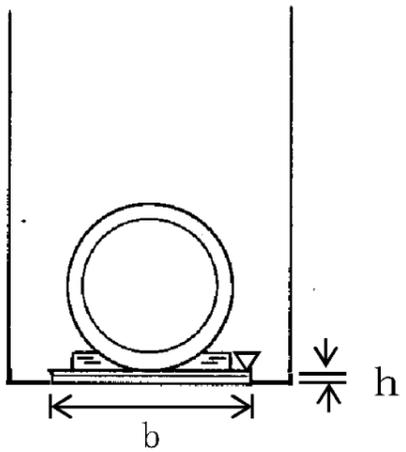
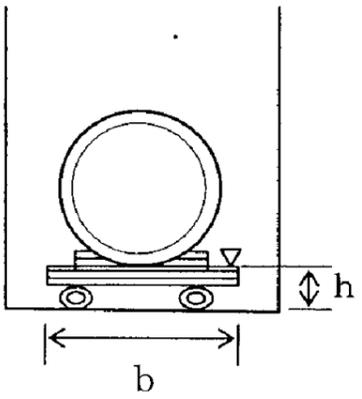
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	2	現場打遊具工 (現場遊具)	厚さ t	-20	1ヶ所/1基で測定する。  ※標準図を持っている、または 単一断面の場合に適用する。			
						幅 W <sub>1</sub> 、W <sub>2</sub>	-30				
						高さ h <sub>1</sub> ～h <sub>4</sub>	-30				
						長さ L	設計値以上				
7 公園緑地編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	7	3	現場打遊具工 (徒歩池)	基準高▽ <sub>0</sub> 、▽ <sub>1</sub>	±30	1ヶ所/1基で測定する。  ※標準図を持っている、または 単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t <sub>1</sub> ～t <sub>4</sub>	-20				
						幅 W <sub>1</sub> 、W <sub>2</sub>	-30				
						高さ h <sub>1</sub> 、h <sub>2</sub>	-30				
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	3		時計台工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。  基礎1基毎に測定する。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	4		水飲み場工	設置高さ H <sub>1</sub> ～H <sub>3</sub>	±30	1ヶ所/1基で測定する。  基礎1基毎に測定する。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上

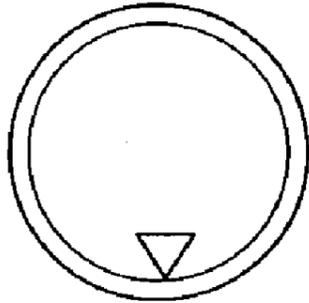
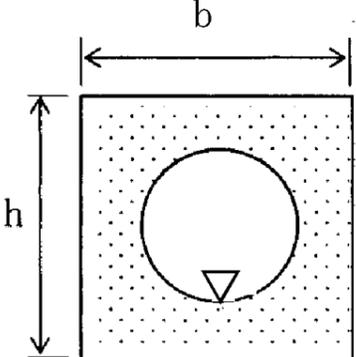
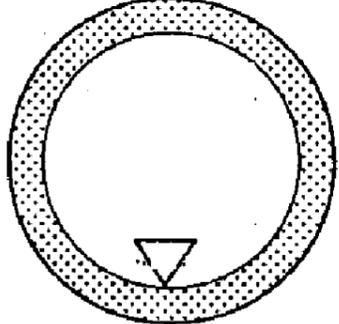
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	6		ベンチ・テーブル工	設置高さ $H_1 \sim H_3$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W_1, W_2$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h_1, h_2$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	7		野外炉工	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	10 サービス施設整備工	9		サイン施設工	設置高さ $H$	$\pm 30$	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $W$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			
7 公園緑地編	3 施設整備	11 管理施設整備工	7		門扉工 (門壁) (門柱) (門扉)	設置高さ $H$	設計値以上	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 $w(D)$	-30			基礎1基毎に測定する。
							高さ $h$	-30			
							根入れ長	設計値以上			

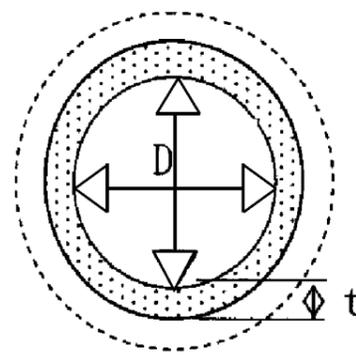
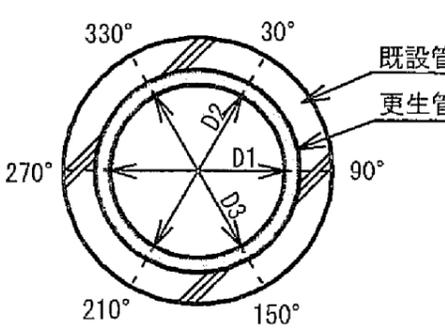
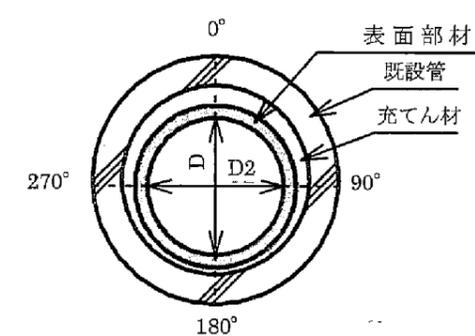
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
7 公園緑地編	3 施設整備	12 建築施設組立設置工	3		四阿工 (基礎)	基準高▽	±30	1ヶ所/1基で測定する。			
						基礎	幅 w (D)				-30
							高さ h				-30
							根入れ長				設計値以上

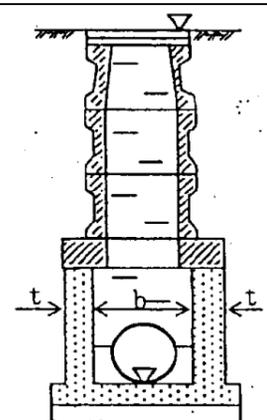
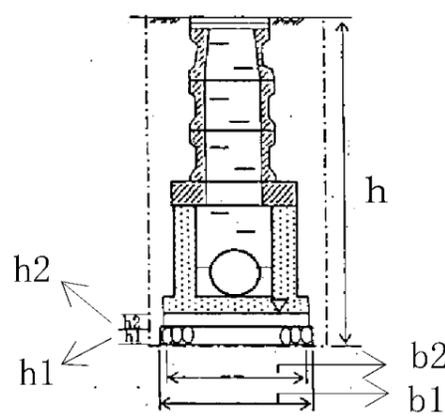
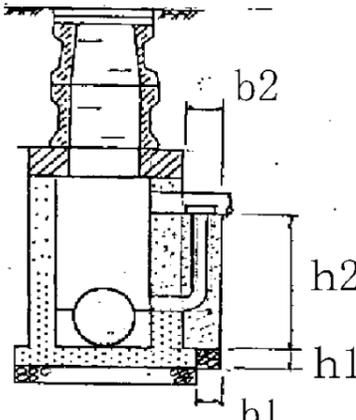
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	1	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間毎に1ヶ所測定する。		幅は、任意指定の場合施工計画書によるものを基準値とする。
						幅 b	-50			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	2	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間毎に1ヶ所測定する。		
8 下水道編	1 管路	3 管きよ (開削)	4 管布設工	1	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心のずれ(水平)は、マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。 延長ℓは、マンホール間を測定する。	 	
						中心線のずれ(水平)	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						延長ℓ	-ℓ/500 かつ -200			
						総延長L	-200			

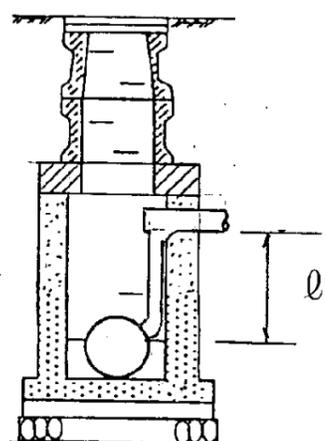
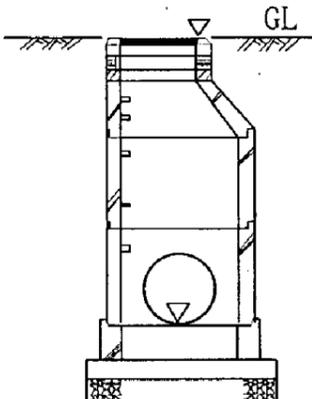
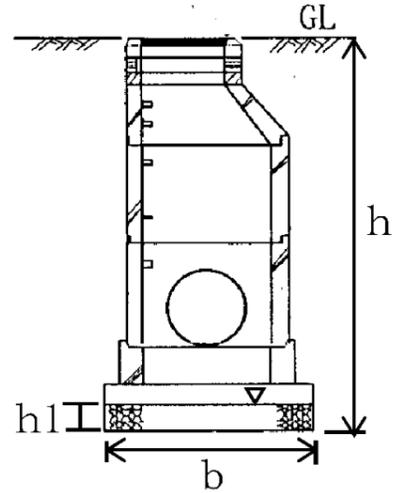
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	2	管布設 (圧送管)	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 50m の場合は 50m) につき 1ヶ所の割で測定する。		
						中心線のずれ (水平)	±50			
						総延長 L	-200			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	1	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が 40m 未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-50			
						厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	2	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が 40m 未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-50			
						厚さ h	-30			

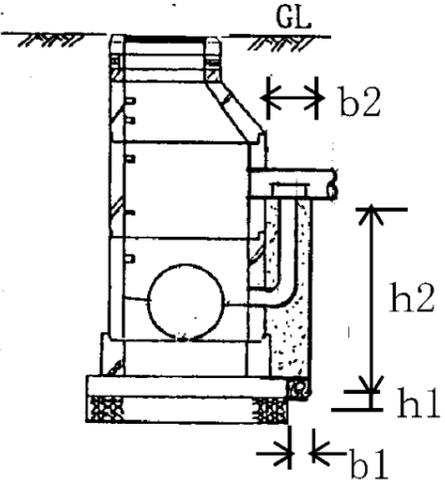
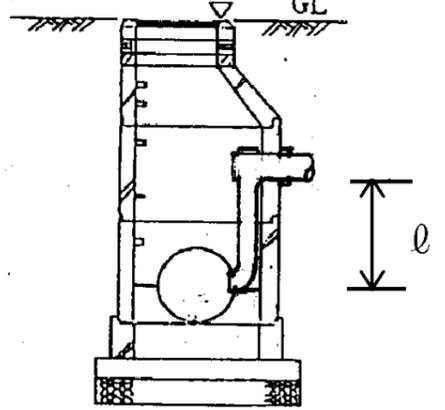
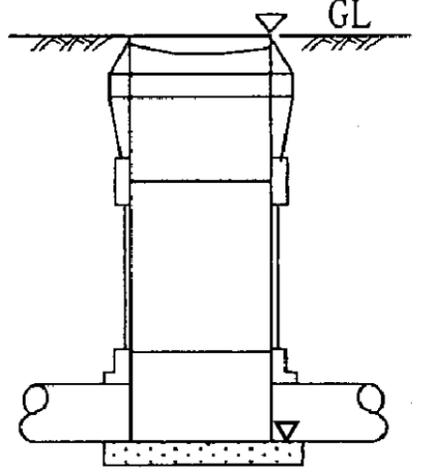
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	3	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-30			
						厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	4	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-30			
						厚さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	3 管きよ (開削)	5 管基礎工	5	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。 なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央付近の測定は不要とする。		
						幅 b	-30			
						厚さ h	-30			

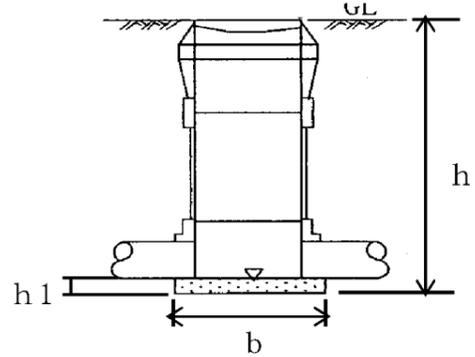
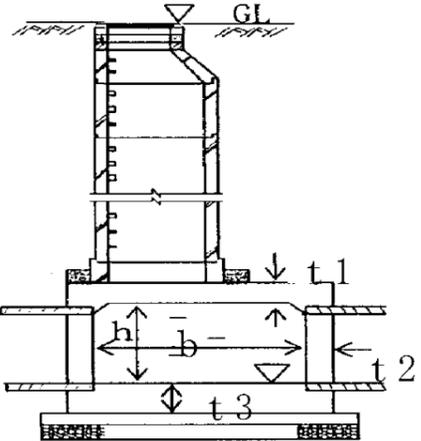
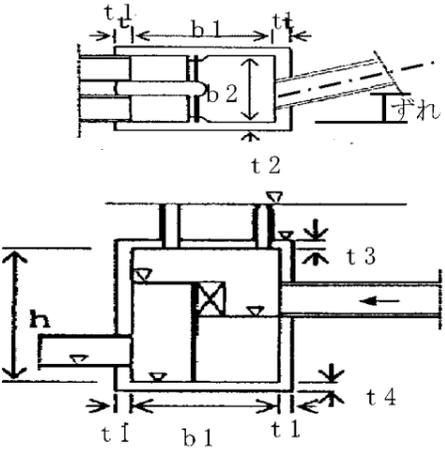
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進・推進)	3 小口径推進工		推進工	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心のずれ(水平)及び勾配は、推進管1本毎に1ヶ所測定する。 ただし、小口径推進における基準高、中心線のずれ及び勾配は、推進管理測量の計測データによる。 延長ℓは、マンホール間を測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						延長ℓ	-ℓ/500 かつ-200			
						総延長L	-200			
8 下水道編	1 管路	4・5 管きよ工 (小口径推進・推進)	4 立坑内管布設工		空伏工	基準高▽ (管理目標値)	±50	1施工箇所毎に測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						幅 b	-30			
						高さ h	-30			
						延長ℓ	-50			
8 下水道編	1 管路	6 管きよ (シールド)	3 一次覆工		掘進工 (二次覆工を省略する場合、小口径シールド工法含む)	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心のずれ(水平)は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割で測定する。 延長ℓは、マンホール間を測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						延長ℓ	-ℓ/500 かつ-200			
						総延長L	-200			

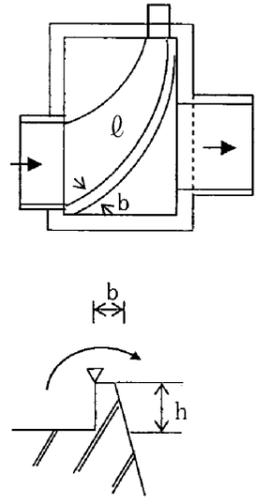
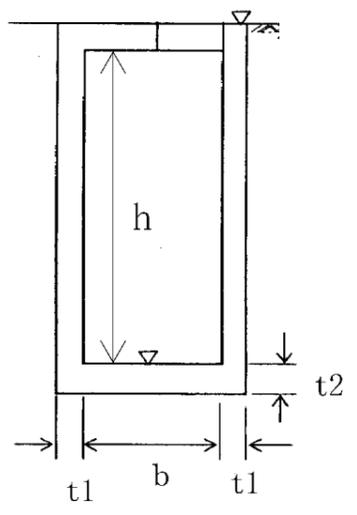
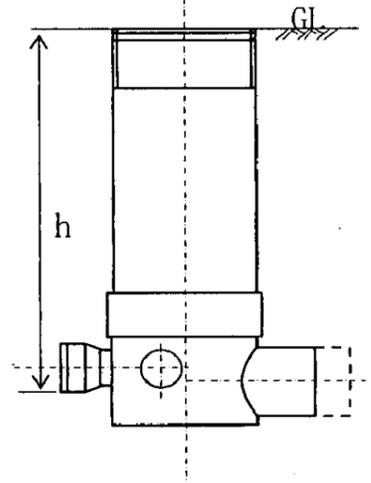
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	6 管きよ (シールド)	4 二次覆工		二次覆工	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心のずれ(水平)及び勾配は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割で測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
						中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
						勾配	逆勾配不可			
						二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で蛇行修正計画厚に対して上下左右4点を測定する。		
						仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割で測定する。		
						延長 ℓ	-ℓ/50 かつ-200	延長 ℓ は、マンホール間を測定する。		
総延長 L	-200									
8 下水道編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径 D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと。	1スパンの上下流管口で測定する。それぞれ更生管円周上の6ヶ所で測定する。硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠し実施する。
						更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は、設計更生管厚以上とする。			
8 下水道編	1 管路	6 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工		製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない。	1スパンの上下流管口で測定する。それぞれ更生管の内側中央高と幅の2ヶ所で測定する。		

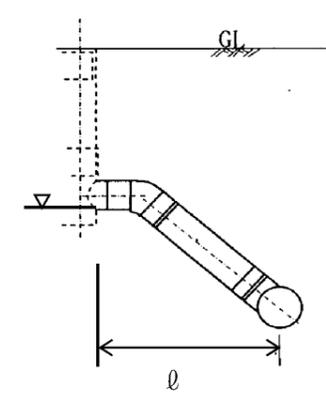
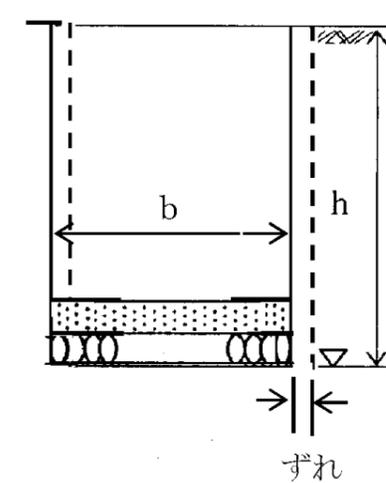
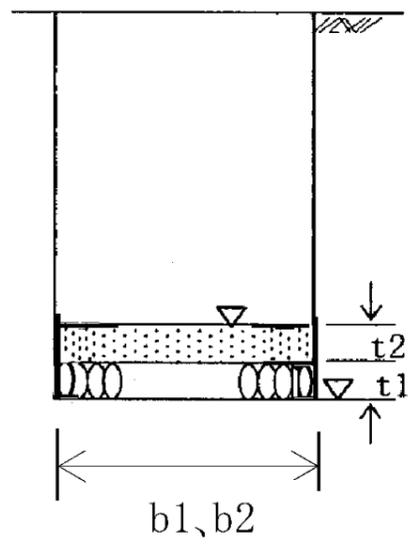
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						幅 b (内法)	-30			
						壁厚 t	-20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						床掘深 h	-30			
						基礎工幅 b <sub>1</sub>	-50			
						基礎工高 h <sub>1</sub>	-30			
						コンクリート幅 b <sub>2</sub>	-30			
						コンクリート高 h <sub>2</sub>	-10			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		副管 (外副管)	基礎工幅 b <sub>1</sub>	-50	1 施工箇所毎に測定する。		
						基礎工厚 h <sub>1</sub>	-30			
						コンクリート幅 b <sub>2</sub>	-30			
						コンクリート高 h <sub>2</sub>	-30			

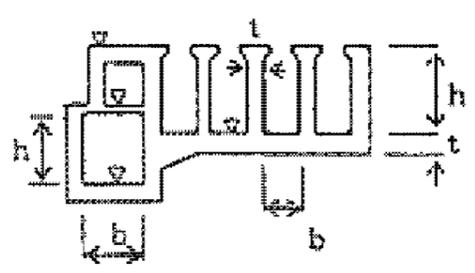
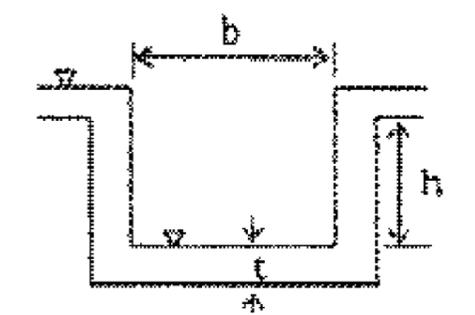
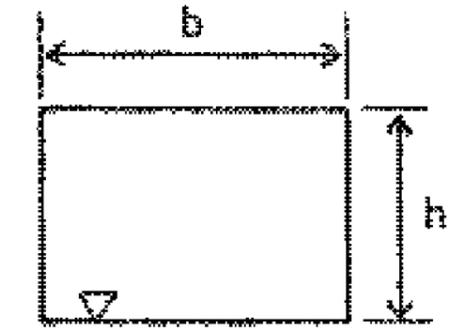
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		副管 (内副管)	延長 $\ell$	-30	1 施工箇所毎に測定する。		
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						床堀深 $h$	±30			
						基礎工幅 $b$	-50			
						基礎工高 $h_1$	-30			

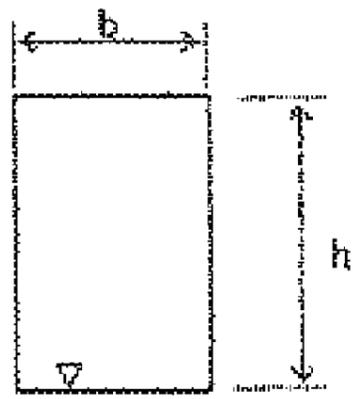
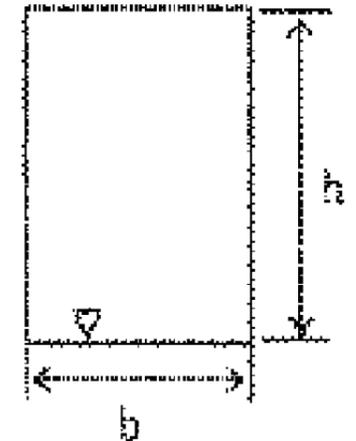
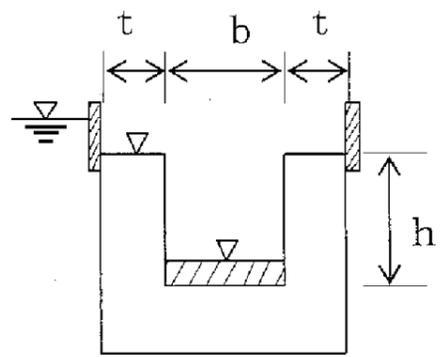
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		副管 (外副管)	基礎工幅 $b_1$	-50	1 施工箇所毎に測定する。		
						基礎工高 $h_1$	-30			
						コンクリート幅 $b_2$	-30			
						コンクリート高 $h_2$	-30			
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		副管 (内副管)	延長 $l$	-30	1 施工箇所毎に測定する。		
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						人孔天端高	±30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						床堀深 h	±30			
						基礎工幅 b	-50			
						基礎工高さ h <sub>1</sub>	-30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						幅 b	-30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t <sub>1</sub> ~t <sub>3</sub>	-20			
						人孔天端高	±30			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		伏せ越し室(雨水吐室)	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						幅 b <sub>1</sub> 、b <sub>2</sub> (内法)	±30			
						高さ h	±30			
						厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>4</sub>	-20			
						中心線のずれ	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		越流堰 (雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所毎に測定。		
						幅 b (厚さ)	±20			
						高さ (深さ)	±30			
						延長 ℓ (長さ)	-20			
8 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所毎に測定する。		
						幅、長さ b	-30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t <sub>1</sub> 、t <sub>2</sub>	-20			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4 ます設置工		公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所毎に測定する。		設計上規定している場合

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びびます工	5 取付管布設工		取付管	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		設計上規定している場合
						延長 $l$	-200			
8 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						ずれ	±100			
						寸法 b	±100			
						深さ h	-30			
8 下水道編	1 管路	10 取付管及びびます工	4 ます設置工		立坑土工	基準高▽	±30	1 施工箇所毎に測定する。		
						砕石基礎幅 $b_1$	-50			
						砕石基礎厚 $t_1$	-30			
						底版コンクリート基準高	±30			
						底版コンクリート幅 $b_2$	-30			
						底版コンクリート厚 $t_2$	-10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池(または1槽)について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	-20 ただし床版厚 -10			
						長さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の付属的構造物	基準高▽	±20	1施工箇所毎に図面の主要となる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	±20			
						壁厚 t	±10			
						長さ	±50			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅 b	±20	永久開口部毎に測定する。		
						高さ h	±20			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高▽	-20 +0	開口部毎に測定する。		
						幅 b	-0 +20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動堰用開口部	基準高▽	+0 -20	開口部毎に測定する。		
						幅 b	-0 +20			
						高さ h	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1 施工箇所毎に交差点等を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	-20			
						厚 t	±10			
						長さ	±50	長さは、各池外周部の1 施工箇所について測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基準高▽	±20 ※±5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 ※堰板（既製）使用の場合に適用  幅、高さは、1施工箇所毎に測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	-20			
						長さ	±20			
8 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯蓄留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

- 注) 1. この表にない工種及び出来形の測定管理は、この表の中で最も類似している工種（出来形管理基準の索引を参照）の方法に準じて行うこと。  
 2. 施工数量が、出来形の測定管理頻度未満の場合は、1回管理すること。  
 3. 検査員の検査時には、舗装工のコア採取を行うものとし、その頻度は1,000 m<sup>2</sup>毎に1個とする。ただし、切削を伴う舗装工のコア採取は10,000 m<sup>2</sup>までに2個以上とし、以後10,000 m<sup>2</sup>毎に1個以上追加するものとする。いずれの場合も500 m<sup>2</sup>未満は省略するものとする。  
 4. 検査員は、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判断することが困難な場合は必要に応じて構造物を最小限破壊して検査することができる。

## 出来形成果総括表

工事名

工種	種別	細別・規格	単位	設計値	実測値	差	摘要

(備考) 工種、種別、細別は設計内訳により、内訳に数量の記載のある工種を管理すること。  
(日本産業規格A4)

(様式 2)

出 来 形 管 理 図

種 目

---

---

---

---

注 打合せ記録簿（提出）にて提出すること。  
（日本産業規格 A 4）

### 工出来形管理表

測定項目	記号	摘要

測定箇所見取図									

(様式 2-3)

## 工出来形管理表

---

---

測定項目	測点	設計値 (A)	実測値 (B)	差 (C)=(B)-(A)	規格値	備考

(日本産業規格 A 4)

工出来形管理表

(断面図等)

測定項目	測点	設計値	左		中		右		規格値	備考
			実測値	差	実測値	差	実測値	差		

(日本産業規格 A 4)

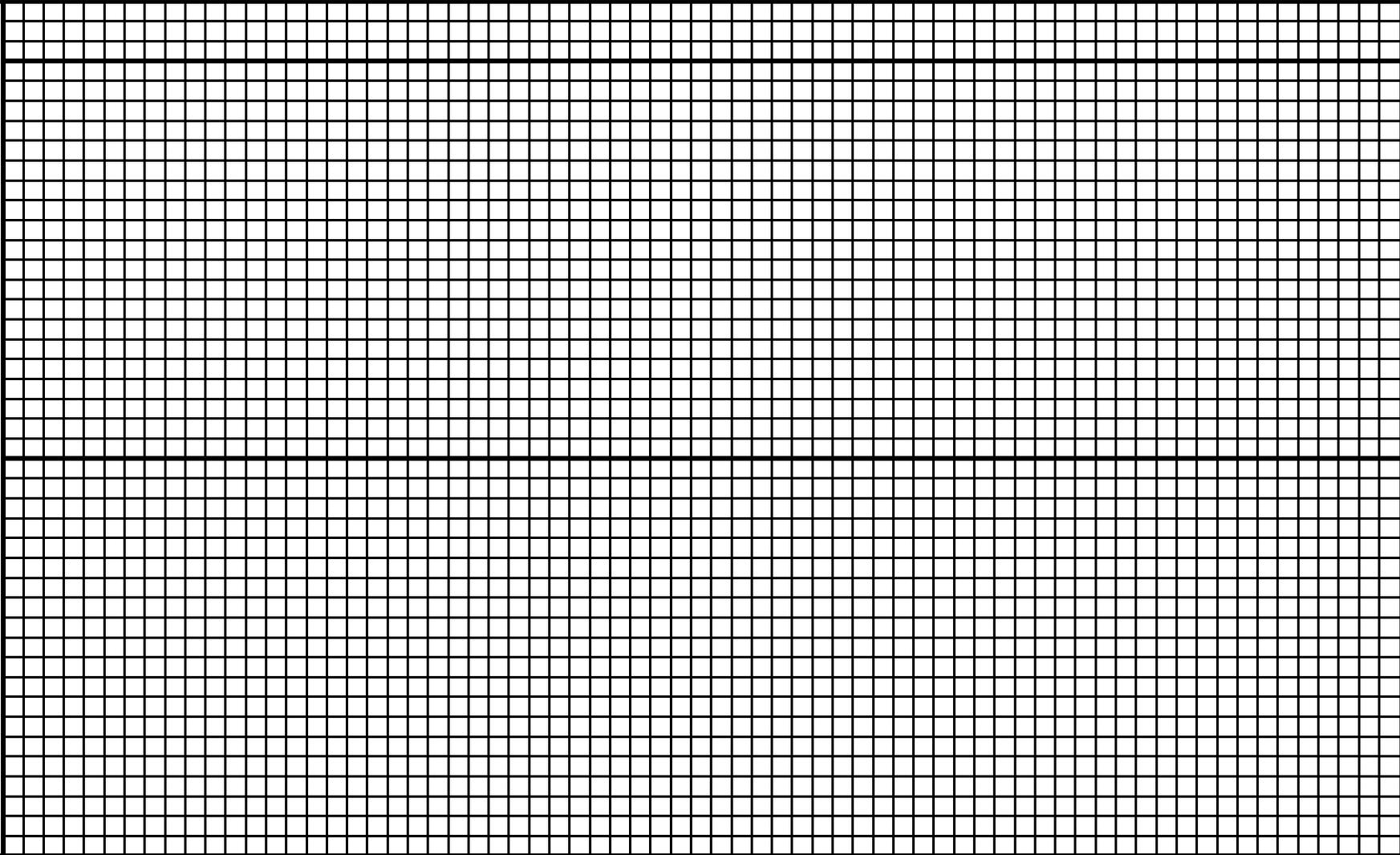
(様式 2-5)

工事名

工出来形管理図

種別:

測定項目:

測点番号	
設計値との差 (mm)	
記事	

(日本産業規格A4)

(様式 2-6)

工事名 \_\_\_\_\_

工出来形管理図

種別: \_\_\_\_\_

測定項目: \_\_\_\_\_

度数  
(回)

(-)

設計値との差

(+)

別表 1

## 整備書類(データ)一覧表 (参考)

監督員作成書類 (データ)	土木工事標準仕様書 様式番号	請負人提出書類 (データ)	土木工事標準仕様書 様式番号
測量依頼書(道路・河川・公共用地)		工事着手届	第2号様式
測量依頼書(公園)		建設業退職金共済掛金収納書	
測量標等確認依頼書		法定外労災補償制度への加入証書	
測量標等保全通知書		工事工程表(工事変更工程表)	第3・4号様式
測量標等保全完了届書(引照)		現場代理人等届(現場代理人)	第5・6号様式
		同上(監理技術者等)	第5・6号様式
意見聴取(道路法第95条の2)		CORINSの確認書(着手・変更・完了)	
警察協議書(道路交通法第80条)		工事下請負届	第10号様式
消防署届出(火災予防条例69条)			
通知書(建設リサイクル法)		特定建設作業実施届書(写)(延期届)	
支障物件調査、移設依頼 上下水道		PR文書「工事のお知らせ」	
同上 NTT		施工計画書(変更)	第37・38号様式
同上 中電		休日・夜間作業届	第36号様式
同上 ガス		段階確認書	第45号様式
		請求・通知・協議・報告・承諾書	第33号様式
建設発生土情報調書(建設発生土工事間流用)		使用材料承諾願	第34号様式
埋蔵文化財の調査		打合せ記録簿	第35号様式
工事現場における施工体制の把握表		施工体制台帳・施工体系図	第39・40号様式
監督記録簿	第30号様式	工事完了届、請求書類一式	第17号様式
催告・請求・通知・協議・承諾書	第32号様式	出来形管理表・出来形管理図	
使用材料承諾書	第34号様式	品質管理結果(試験結果等)	
打合せ記録簿	第35号様式	テストハンマーによる強度推定調査票	
工事用材料出納簿	第11号様式	コンクリートのひび割れ調査票	
工事用貸与物件整理簿	第12号様式	工事施工記録写真	
		工事記録簿	第31号様式
検査依頼書(検査員指定通知書)		竣工図(出来形図)	
工事施工成績評定(入力)		植樹保険加入付保証明書	
検査調書	第18号様式	電気工作物の調査済証	
工事完了確認通知書	第19号様式		
		再生資源利用実施書	
測量標等保全完了届書(復元等)		再生資源利用促進実施書	
区域標復元依頼書		公共工事におけるグリーン購入ガイドラインに基づく使用実績表	
工事精算書	第27号様式	管理台帳作成(橋梁・標識・街路灯等)	
台帳補正資料		建設廃棄物処理委託契約書(写)	
		建設廃棄物処理受託者の許可証(写)	
		マニフェスト(検査時持参)	
		社内検査報告書	
		管理引継書資料	

注 上記の整備書類一覧表を参考にして必要な書類を作成すること。

(日本産業規格A4)